

をおこなはせらる。こは、聖上を始め奉り、皇后宮、東宮、同妃の御魂を鎮め、大御命の長からむことを祈り、大御世を言祝ぎ奉る御祭儀なり。かくて、廿三日に至りて、聖上、神嘉殿に出御あらせられ、新穀を皇神等に供し奉り、御親らも聞食し給ふ。其の御次第は、午後二時に、御殿の御裝飾を奉仕し、四時より、式部職官員著床し、神座等の御設けあり。同五時四十分、忌火の御燈を點じ、各所に庭燎を焼かせらる。同六時、親王以下諸官の著床ありて、陛下出御あらせられ、隔殿の御座に著御あらせらるるや、神饌の行立ありて、神樂歌をそうせしめられ、本殿の御座に進御あらせ

御親祭次第

られ、御手づから、神饌を御供進あらせられ、御告文を奏し給ひ、ついで、御直會の儀あり。つきに、神饌を撤せさせたまひ、また、行立ありて、入御あらせらるごぞ。次ぎに、親王、王以下諸員の拜禮。以上、夕の御かくて、翌廿四日午前一時にいたりて、掌典長、神座以下を検し、次いで、出御あり。神饌行立以下、夕の御儀に異なることなし。又、賢所、皇靈殿、神殿の御祭典は、同日内、掌典をして奉仕せしめらる。抑、此の御祭典の御由來は、明治元年十一月十五日の御布告に、明かに示されたれば、左に記し出でむ。

新嘗祭ノ由來

明治元年十一月

來十八日、○明治元年十一月なり新嘗祭ニ相當り、御祭ハ於京都被爲

行候得共、主上御遙拜被爲在候。右祭ノ儀ハ先皇國ノ稻穀ハ、天照大神、顯見蒼生ノ食而可活モノナリト詔命アラセラル、於天上狹田長田ニ令殖給ヒシ稻ヲ、皇孫降臨ノ時、下シ給ヘルモノナレバ、其神恩ヲ忘給ハス、且、早霖ノ憂無之様ニト、神武天皇以來、世々ノ天皇、十一月中卯ノ日、當年ノ新穀ヲ、天神地祇ニ供セラルル重禮ニテ、三千年ニ近ク被爲行、來ル十一月朔日ヨリ、散齋致齋ノ御戒被爲在、萬民撫恤ノ爲ニ、御親祭被爲在候事、誠以、下々ノ身ニテハ、雖有御儀ニ候。諸般ノ事ハ、中世以來、他邦ノ風儀モ立交候ヘトモ、神事ノミハ古代

ノ儘ニテ、聊モ、駁雜無之、純粹ノ古道ニ候。京都及山城國中ハ、當日ヨリ明朝マテ、梵鐘誦經ノ音ヲ禁止シ、庶民ニ至迄、一意ニ、神祇ヲ尊崇スヘキ御定ニ有之、天下一統昔ハ、新嘗ノ日ハ、戸ヲ閉齋戒イタシ候趣、古歌ニ相見ヘ候ヘトモ、只今ニ至候テハ、其子細モ不存、徒ニ打過候故、及御布告候。右ノ譯ニテ、全御仁恤ノ叡慮ヨリ被爲行御祭ニ候條、公卿諸侯、大夫士庶人ニ至迄、篤ク相心得、當日ハ、潔齋神祇ヲ拜シ、共ニ、五穀豐熟、天下泰平ヲ、神祇ニ祈奉ルヘシ。面々、毎日食シ候米穀ハ、其元天祖ノ賜物ナル事ヲ知、御國恩ノ辱キ事ヲ相辨候ハ、遊興安臥シテ

在へキニアラス、寒村僻邑ノ土民、雨ヲ祈晴ヲ願候モ、必
感應有之、況天下一同、至尊ノ御仁慮ヲ體認シ奉リ、共
ニ祈請シ奉ルニ於テハ、神祇ノ冥感、殊ニ速ナルベキ事
ニ候。

右にて、其の御由來、また、その重大の御儀式なる事は知ら
るべし。なほ、史に據りて、この御祭儀の沿革を按ずるに、天
沿 革 祖天照大神、高天原に御して、五穀の種を得させたまひ、之
起 源 れを、天狹田・長田に植ゑしめ給ひ、其の後、大嘗の殿に坐し
て、新嘗聞食し給ひし事は、記紀の二典に明らかに見えて、
大嘗新嘗の名の物に見えたる始めなり。又、天孫降臨の際

には、天祖、齋庭の稻穂を授け給ひしより、降臨の後、新穀を
聞食す儀、即ち、大嘗祭を行はせたまへること、中臣壽詞の
趣にて知られたり。然れば、大嘗祭の起源は、遠く神代に在
ることを知るべし。然るに、諸書に記す所、異同あり。或は、清
寧天皇三年を以つて、新嘗祭の始めとし、類聚國史或は、用明天
皇二年を始めとす。公事然れども、高橋氏文本朝月令年中行
事秘抄政事要略
等に引に據れば、既に、景行天皇の御世に、毎年十一月の新
嘗祭を行はせられたること明らかなれば、類聚國史、公事
根源等の説は、信じがたし。古へは、大嘗とも新嘗ともいひ
て、其の別なかりしが、後に至りて、御即位の始めに行はせ

大嘗新
嘗ノ別

らるる大祀を、大嘗と稱し、毎年十一月行はるるを、新嘗といへり。かく分れたるは、天武天皇の、白鳳元年以後の事なり。文武天皇、大寶令を定めたまふに當りて、十一月下卯日を以つて、祭日と定めらる。若し、三卯ある時は、中卯を用ゐるなり。其の御儀式の次第等は、政事要略江家次第等の書に詳なり。翌くる辰日に、天皇、豐樂殿に御して、群臣を宴したまふ。之れを、豐明節會といふ。御宴會中、國栖歌笛を奏し、大歌の奏あり。次に、大臣以下參議以上、又は、國守等より、貢進する舞姫四人、五節舞を奏す。訖りて、皇太子親王以下、皆降りて拜舞す。極めて、莊嚴艷麗の趣きを盡したり。

新嘗祭ノ古儀

應仁以後廢ス

再興時代

かくて、此の祭儀は、後世まで、おしてかはりたる事なく行はれたりしが、應仁の大亂以後は、此の如き、國家の大禮も、遂に中絶して、凡そ二百二十餘年を経て、東山天皇の貞享年中に至りて、漸く再興せられたり。そは、基量卿記に、貞享五年十一月九日、新嘗會可有御沙汰、用脚少分之間、諸事被省略畢、竟被供新穀計之事也。依之來廿二日爲卯日之間、内侍所采女參向吉田吉田三位兼申祝分ニ御治定。此分先自今年例年可有御沙汰、已往用脚調候ハ、又々事々嚴儀ニ可被行思召入也。十五日、新嘗會依御再興表向ハ御祈禱之分にて、丹波國御領内より、米五升粟五升吉田へ可遣、禁中

御領之中よりも、右之程山城にて遣候由也。とあるにて、明らかなり。此の事なほ、公卿補任、季連宿禰記、友俊記、日記、事後中内記、續史、愚抄等にも見えたり。なほ、神道名目類聚抄五祭には、新嘗祭略中、此事モ久シク絶タリシニ、今上皇帝○東山院大嘗會御再興アリテヨリ以來、例年、吉田ニテ行ハル。と記せり。されば、後花園天皇の寛正四年以後中絶せし新嘗祭は、東山天皇の貞享五年、即ち元祿元年に、御再興ありしものとすべし。但し、毎年、吉田の神祇官代にて行はれ、朝廷にては、其の度毎に、僅に、神饌を供せらるるに過ぎざりしなり。其の後五十餘年を経て、櫻町天皇の元文五年

に至り、始めて、舊儀を復せられ、嚴なる祭典とはなりしなり。事は、公卿補任、續史、愚抄等に詳なり。

神嘉殿再興

かくて、光格天皇の寛政三年に至り、更に、神嘉殿をも再興せられたれば、同十一月廿二日には、神嘉殿に於いて、古代の如くに、新嘗祭を行はせられ、其の後、毎年の恒例となさせ給へり。斯くて、維新後、明治元年、新嘗祭につきて、布告を發せられ、十一月十八日、京都吉田社に於いて、之れを行はせられたり。こは、御東幸中同二年も、神祇官代吉田社の齋場所に於いて、之れを行はれ、陛下には、東京に於いて、御遙拜あらせられたり。同三年には、神祇官の正廳に於いて行

明治ノ新嘗祭

はせられ、同四年には、御内庭に、悠紀・主基の神殿を立てさせられて、大嘗會を行はせられたり。其の後、多少の沿革ありて、明治二十二年以後は、神嘉殿に於いてこれを行はせらるること、既に述べたるが如し。

新嘗祭ハ
祈年ノ恩
ニ報イ給
フナリ

凡そ、此の御祭典は、天皇親ら、新穀を諸神に供へ奉りて、祈年の恩に報じ給ふ者にして、極めて嚴重なる御儀なる事は、上掲明治元年の御布告にても知らるべく、ここに、明治四年十一月、大嘗祭を行はせらるる際に、夫、穀ハ、天祖ノ授與シ給フ所、生靈億兆ノ命ヲ保ツ所ノモノニシテ、天皇、斯生民ヲ鞠育シ、以テ其恩頼ヲ報ジ、天職ヲ奉シ給フコト

斯ノ如シ。然則、此大嘗會ニ於ケルヤ、天下萬民、謹テ御趣旨ヲ奉戴シ、當日、人民休業、其地方産土神ヲ參拜シ、天祖ノ徳澤ヲ仰ギ、隆盛ノ洪福ヲ祝セズンバアル可ラザル也。」此告諭せられたるを思へば、至尊は、恰も萬民を代表せさせ給ひて、皇神等に報賽の禮を行はせたまふ者の如し。我等國民たるもの、よく、此の義を辨へ、謹んで、天恩の忝きを感謝し奉るべきものなり。

會澤安ノ
説

會澤安曰はく、「上略、忝くも、至尊これを受取せ給ひて、御飯・御酒となし、親ら、天神に供し給ふ。是、萬民の、天神に報い奉らんとする誠心を、玉體に負はせ給ひ

て、これを 天神に通じ給ふ御事なるに、天下の臣民も
 此義を知りて、此日には、祝ひ喜びて、天恩を仰ぎ奉る
 べき也。今は、拔穂などの事も、やみて行はれず。悠紀・主基
 の國も、常に定りて、卜定といふ事をければ、諸國の人民、
 今日、かやうの大祭ある事をも知らざれども、今も、天
 神の播種せられし米穀を食て生活しながら、其種を得
 たる源をも知らず。天神の賜物を輕忽にせんは、恐る
 べき事にあらずや。されば、士民となく、今日、或は神社に
 詣で、或は親戚朋友會集して、新穀を嘗め、共に、天神の
 深恩を謝し奉らん事を思ふべきなり。草假と、誠に然

岩倉右大臣ノ演説

新嘗祭ニ奉ル新穀

り。今の人は、舊を棄て新を趁うて、いよく、古儀に遠ざ
 かり、國風に疎なり。かかれれば、今日に於いて、わが國風を
 教へ、古儀を知らしむること、決して輕忽にすべからざ
 るなり。身教化の任に膺るものの如きは、須らく、思を此
 に致すべきなり。嘗て聞く、明治十五年十二月、地方官會
 議の席上に於いて、贈太政大臣岩倉具視が、大嘗ニハ、悠
 紀・主基ノ國郡ヲ卜定シテ、其國郡ヨリ、神供ノ新穀ヲ貢
 セシムルヲ例トセリ。新嘗祭ニハ、中古以來、貢納ノ國郡
 ヲ卜定セズシテ、之ヲ行ヘリ。明治以前ハ、御料ト稱スル
 山城國宇治郡ヨリ、之ヲ貢セシガ、同五年以來ハ、大藏省

ヨリ之ヲ納メ、同十一年ヨリハ、東京府ヨリ之ヲ納メ、全十四年ヨリハ、植物御苑ノ收穫ヲ用井給フ。因テ思フニ大嘗會及毎歲新嘗祭ニ當リ、各地方ノ農家ヨリ、神饌ニ供スル供米ヲ貢納スルコトヲ得セシメ、貢納ノ人ハ、地方官ノ適宜ヲ以テ之ヲ定メ、毎歲交代セシメ、其ノ献米ヲ神饌ニ供シ、祭祀畢ルトキハ、供神ノ胙ヲ以テ、前ノ米ヲ献ズル者ニ頒テ賜フトキハ、國民ノ農ヲ重シ粟ヲ貴ブノ風ヲ振興シ、且、忠孝敬愛ノ情ヲモ啓導スルニ足ラシ。云々細川潤次郎著 祝祭日講話といふ趣意にて、演説せられたりきといふ。如何にも理あることなり。然るに、間もなく、公も

新嘗祭ノ
供御ヲ献
納スルコ
トヲ許ス

薨去せられたれば、此の事久しく行はれざりしを、明治二十五年四月に至りて、時の東京府知事富田鐵之助を始め、各府縣知事四十六名より、新嘗祭の供御を献納せむ事を願ひ出でたるに、即ち御嘉納あらせられたれば、各府縣の有志者より、各精米一升、精粟五合宛を献納する事となりて、從來、新宿の御苑にて作らせ給ふ米粟に合せて、供御に奉らるる事となりたるは、實にめでたき大御政といふべきなり。

神饌行
立

新嘗祭當日の神饌は、御飯、鮮物、干物、菓子、和布汁、漬、蛸汁、漬、和布、羹、蛸、羹、御酒、御粥、御直會酒（白酒、黒酒）等にして、神

饌行立は左の如し。

- 掌典補一人、脂燭を乗る。
- 掌典一人、削木を執る。
- 同 一人、海老鮎盥槽を執る。
- 同 一人、多志良加を執る。
- 陪膳女官、御刀子筥を執る。
- 後取女官、御巾子筥を執る。
- 女官一人、神食薦を執る。
- 同 一人、御食薦を執る。
- 同 一人、御箸筥を執る。
- 同 一人、御枚手筥を執る。
- 掌典一人、御飯筥を執る。
- 同 一人、御鮮物筥を執る。
- 掌典補一人、干物筥を執る。

- 同 一人、御菓子筥を執る。
- 同 一人、蛇汁漬を執る。
- 同 一人、海藻汁漬を執る。
- 同 二人、空盞を執る。
- 同 二人、御羹、八足机を昇く。
- 同 二人、御酒、八足机を昇く。
- 同 二人、御粥、八足机を昇く。
- 同 二人、御直會、酒、八足机を昇く。

参考新嘗祭夕次第(官報)

午後第二時、神殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

同第四時、式部職官員著床

次掌典、掌典補ヲ率テ、神座ヲ設ク

次掌典、寢具ヲ神座ノ上ニ供ス

供シ畢テ掌典長之ヲ檢ス

同第五時四十分掌典掌典補ヲ率テ忌火ノ御燈ヲ神殿ノ四隅ニ點ス

此時各所ニ庭燎ヲ點ス

次掌典長祝詞ヲ申ス

同第六時綾綺殿へ

出御

同時親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二

位二等官麻香間祇候錦鷄間祇候一同及伯子男爵總代各一名著床

出御

此時著床諸員起ツ

侍從劔璽ヲ奉ス

侍從長式部長等前行

侍從二人燭ヲ乗ル

次隔殿ノ御座ニ著御

侍從劔璽ヲ案上ニ奉仕ス

侍從長式部長侍從等ハ隔殿ノ庇ノ座ニ候ス

次神饌行立

次警蹕

此時著床ノ諸員起ツ

雅樂師神樂歌ヲ奏ス

次神殿ノ御座ニ著御

此後式都長掌典長東ノ隔殿ノ座ニ著ク

次御手水

次御供進

次御告文ヲ奏シ給フ

次御直會

次神饌ヲ撤ス

次御手水

次行立直ニ退下

次親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一官侯爵正二位

二等官爵香間祇候錦鷄間祇候一同及伯子男爵總代各一名於庭上

拜禮

次著床ノ宮内省奏任官同上

次掛判任官同上

次隔殿へ入御

此間侍從劍璽ヲ奉シテ戶外ニ候ス

還御

供奉初ノ儀ノ如シ

同曉次第

午前第一時掌典長神座以下ヲ檢ス

出御並神饌行立以下夕ノ儀ノ如シ

次親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一官侯爵正二位

二等官爵香間祇候錦鷄間祇候一同及伯子男爵總代各一名著床以下同上

宮中三殿並に祝祭日解説終

附 録

以上、新年以下、新嘗祭に至るまで、國定の祝祭日の御儀式次第並びに、起源沿革等を説き終へたれども、なほ、この外に、國民の必ず知らるべきからざる新年祭並びに大祓の次第沿革等を、一わたり説明して附録となすべし。

第一章 新年祭

總 説 新年祭は、その年の中に、風雨の災なくして、穀物の豊穰ならむことを祈る祭なり。二月四日、宮中に於いて、新年祭班幣の御儀ありて、全國の官國幣社に、幣帛を班たせたまふ。即ち、伊勢神宮には、特に勅使を發せられ、十七日を以つて、

新年祭班幣

これを奉らせ給ひ、又官國幣社には、當日所管の地方廳に、幣帛を送致せられ、到著の上に、知事若しくは他の高等官をして、管内の神社に奉らしめ給ふ。かくて、二月十七日には、伊勢神宮に於いて、祈年祭を行はるるが故に、宮中に於いても、賢所及び神殿に於いて、御祭典を行はせらる。其の御儀は、午前第九時に、御殿の御裝束を奉仕し、式部職官員承りて、開扉あり。賢所には、折敷高坏六本立、折櫃廿合、酒三瓶を、神殿には、洗米、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓鹽、水、以上十一臺の神饌を供し、祝詞を奏し、次いで、神饌を撤し、閉扉の後、一同退出するものとす。開閉扉、神饌供撤の間

賢所
殿ノ祈
年祭

皇靈殿
ノ祈年
祭

に、奏樂あることは、例の如し。又、皇靈殿に於ける祈年祭は、班幣の日、即ち、二月四日を以つて行はせらる。其の御次第は、異なることなし。

祈年ノ意
義

祈年祭は、今、音讀して、「きねんさい」とのみいへど、「とし」ひのまつり、「さいふ」を本とす。「とし」は、稻穀をいふ名にて、「こひ」は、請ひ禱む意なり。さて、「とし」の、稻穀の意なることは、古事記傳に、大年神の名義を釋して、年は田寄なり、然云故は、まつ登志とは、穀のこことなる。其は、神の御靈以て、田に成して、天皇に寄奉、賜ふゆるに云り。田より寄奉、志とは、いふなり。祈年祭祝詞に、皇神等能依左志奉、奉與

津御年乎云々八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者云々こあるを以知るべし。さて穀を一度取收るを一年とは云ふなり。されば登志と云ふ名は穀を本にて年月の登志は末なり。こ見えたるにて、其の語の義は、明らかなり。

官國幣社ノ祈年祭

官國幣社の祈年祭は、幣帛の各地方廳に到著の後、日を選びて祭を行ふ。但し、古例を存する社は、其の日に行はしむること、に、神社祭式に於いて、定められたり。

沿革 抑此の祈年祭の起源は、公事根源には、天武天皇四年二月に、始めてこの祭あり。こ見えたれども、こは、祈年祭といふ起源 ことの、史籍に見えたる始めをいへるものにて、其の起源

は、遠く神代にあり。古語拾遺祈年祭祝詞等を按ずるに、太古、大地主神の作られし御田の苗の、御歳神の祟にて、枯れ損はれし時に、白馬、白猪、白鶏を供へて、其の怒りを和めま祭りしかば、苗の葉復び茂り榮えて、年穀豊に稔りし事のあるを縁とし、天孫瓊々杵尊の降臨の時より、十一月に行はるる新嘗祭と相對して、必ず、其の年の二月に行はれ來變遷りしものなり。かくて、文武天皇の大饗の制には、二月を以つて、これをおこなひ、其の日、百官、みな、神祇官につぎひ、諸社の祝部等も、また、式場に参りて、おのく、其の幣帛を受けて本社に歸り、以つて、その祭を行ふ制なりき。延喜式に

據れば、祈年祭に、幣帛を奉らるる神、凡へて三千一百三十二座あり。此の中、大三百四座、小四百三十三座、合せて七百三十七座は官幣なり。又、神祇官より献ずる外に、國司より献ずる神、大百八十八座、小二千二百七座、總べて二千三百九十五座あり。其の幣物は、皆、當國の正税を用ゐ、これを國幣といへり。かくて、種々の沿革ありしかども、後土御門天皇の寛正の頃までは、絶ゆることなく行はれ來りしを、應仁以降、世の大亂となりて、遂に中絶するに至りたるを、明治二年二月廿八日、御再興あらせられし以後、數度の沿革を経て、現今の如くになりぬ。されば、賢所皇靈殿の御前に、

明治以後
ノ沿革

祈年祭を行はせらるる事は、古へはなき事にて、明治以後の御例なりと知るべし。先づ、皇靈殿に、祈年祭を行はるる事は、明治四年二月四日、神祇官に於いて祈年祭を行はれ、同時に、同官に鎮座あらせられし、八神・天神・地祇・皇靈の三前にも、特に幣帛を奉られたり。これ、皇靈殿に、祈年祭を行はれし始めなり。其の後、種々の沿革を経て、皇靈殿には、二月四日を以つて行はるる事となりぬ。又、賢所の祈年祭は、明治四年九月三十日に至りて、皇靈をば、神祇官より、賢所の御同殿に御遷座なし奉りしにより、翌五年二月四日の祈年祭より、皇靈の御前に、御祭儀を行はせらるるにつき

ては、御同殿なる賢所の御前にも、これを行はせらるる事
となりたるなり。但し、明治七年以後は、皇靈殿には二月四
日、賢所神殿には二月十七日を以つて、御祭儀を行はせら
るることとなりぬ。これ、祈年祭の沿革なり。國民たるもの
は、前に述べたる新嘗祭の條と參看して、歴代の聖皇、如何
に、大御寶を慈ませられし大御心の、厚く深くましくし
かを知るべきなり。

第二章 大 祓

總 說

大祓は、六月・十二月の晦日に、百官以下、臣民一般の罪穢を
祓除する式にて、宮中に於いては、賢所の前庭なる神樂舎
に於いてこれを行はる。各地方に於いても各、適宜に祓所
を設け、地方官員、及び管内人民一般のために、祓の式を行

大祓ノ意

はしめらる。即ち、天下一般の祓なるが故に、これを大祓と
稱す。祓の語義は、神祇令の義解に「謂、祓者、解除不祥也。」と見え、罪穢を解除して福善を求むる義なり。宮中に於いて

大祓次第

は、此の日、先づ、午後一時に、節折よきの御儀あり。一時三十分よ
り、祓所の舗設をなし、祓物等を具備せらる。同二時、掌典長
以下著床す。同時に、式部官の案内によりて、各廳の勅奏判

任官の總代數十名入りて、西の幄舎に著床す。かくて、式場の整ふや、掌典補二人、案上の御麻（ま）に祓（はら）の稻を挿む儀あり。是に於いて、掌典長、掌典を召して、祓の事を仰すれば、掌典進みて、高案の前に至りて、大祓詞を奉讀す。讀み畢れば、掌典一人進みて、案上の大麻（おほま）を執りて退き、著床の諸員に向ひて、これを祓ひ、畢りて、大麻を掌典補に授く。大祓詞を奉讀するより、こゝ員起立するものとす。次いで、掌典補、祓物を執りて、大河に參向す。かくて、式畢りて、各退出するものとす。

節折

節折は、これをよをり「こいふ。竹にて、御丈の寸法をこりて、その程に折あてがへば也。」と公事根源に見えたり。よ

式次第

は、和名抄に、兩節間（俗ニ云フ）と見えて、竹の節と節との間をいふ名なり。その御式は、正午十二時より、宮中鳳凰の間に、御場所をしつらひ、皇后陛下、及び、東宮殿下、同妃殿下の御贖物（あはせもの）も、御場所に供へ置き奉る。かくて、午後一時に出御あらせらるれば、侍従、荒世の御服を供し奉る。御服を返し給へば、次ぎに、御麻を供し奉る。御麻を返し給へば、次ぎに、竹にて、御體を量り奉る事五度。御體の量法は、江家次第に、量御躰、五度、先量身長、次量自兩肩、至御足、次左右手、自胸中、至指末、次量左右腰、至御足、次自左右膝、至御足、と見えたり。次いで、

荒世和服ノ御

荒世の壺を供し奉り、返し給へば、荒世の儀了りて、和世の儀に移る。其の御式、荒世の儀の如し。荒世和世の事は、大祓執中抄に、荒世和

世の御服とは、宸儀の罪穢をつけて、被却り給ふ服の事にて、荒世は惡被の具和世は善被の具なりとあるにて、略其の意を解すべし、即ち主上の御贖物の御衣の名なりと知るべし、なほいは、荒は荒魂の荒にて其のあらびによりて過ち犯したる罪穢を除るための料に用ゐるが、荒世の御服なり、又和は和魂の和にて、其の徳用によりて福善を求むるための料に用ゐるが、和世の御服なり、今荒世の御服には白絹和世の御服には紅絹を用ゐさせたまふ御制なりといふ。和世の儀畢りて、入御あらせらるれば、掌典、御贖物を執りて、大河に參向し、掌典補、御麻を執りて、被所に向ひ、やがて大被の儀となる。そも、此の御儀は、其の起源を詳にせざれども、既に、貞觀の制に見えたるれば、上古より行はれしものにて、素蓋鳴尊の、千座置戸の被の故事より起れるものなるべし。かくて、後三條

起源沿革

天皇の延久の頃まで、續いて行はれたりしが如くなれども、その後には中絶して、菅拔の儀といふこと行はれたり。こは、菅又は茅を以つて、輪を作りて、これを潜る儀なり。これらの沿革は、大塚嘉樹の、蒼梧隨筆等に詳しく見えたり。かくて、明治維新の後、四年六月に至りて、節折大被の舊儀を、御再興あらせられて、今日に及べり。

菅拔

被ノ起原

抑、此の大被の式は、太古伊弉諾尊の、黄泉國より還らせ給ひて、筑紫の日向の橘の小門の櫛原にて、御禊せさせたまひしに起り、素蓋鳴尊の千座置戸の被に成りしを、天孫瓊々杵尊の降臨の當時より、之れを天下に傳へしめ給ひし

諾尊ノ御禊

素尊ノ千座置戸

天種子命
天罪國置
ヲ祓フ

ものなること、大祓の詞によりて知るべし。其の後、神武天皇、中州を平定せさせ給ひて、都を大和國橿原の地に奠めさせたまひし時には、天種子命に天罪國罪を祓はしめ給ひし事、古語拾遺に見えたり。是れより以降、世々絶ゆることなく行はれたりしが、朝廷の大祓と諸國に詔して爲さしむる大祓との別あり。又、臨時の大祓あり。混すべからず。

六月十二
月ノ大祓

六月十二月の大祓は、何れの御代より定まりしか、詳ならざれども、大方、文武天皇の大寶以後の定制なるべし。公事根源等に、天武天皇の御時よりはじまる。見えたるは、委しからず、大祓の事は、祝詞考、大祓詞後釋等に見え、古事記傳三十箇志比宮上卷、仲哀天皇崩御の段、爲國之大祓の釋にも、委しき考あれば、参考すべし。其の制は、神祇令に、凡六月十二月晦

日、大祓謂祓者解者、中臣上御祓麻東、西、文、部、謂東漢文直、西漢文首也、上祓刀、讀祓詞謂文部漢音、訖百官男女聚集祓所、中臣宣祓詞、下部爲解除見えたり。又、諸國の大祓は、同令に、凡諸國須大祓者、每郡出力、刀一口、皮一張、鉄一口、及雜物等、戸別麻一條、其國造、出馬一疋、見ゆ。

大寶以後
ノ制
貞觀儀
式ノ制

延喜式
ノ制

清和天皇の貞觀の制にては、百官の大祓は、朱雀門に於いて行はれたり。其の式は、貞觀儀式に、上神祇官頒切麻、訖、中臣趨就座、讀祝詞、稱聞食、刀禰皆稱唯、祓畢行大麻、次撤五位已上切麻、既而散去。見えたり。又延喜の四時祭式には、六月晦日、十二月准此、大祓、云々、右晦日、申時以前、親王以下百

官會集、朱雀門下部讀祝詞。見え、太政官式には、凡六月十日晦日、於宮城南路大祓。大臣以下五位以上、就朱雀門辨史各一人、率中務式部治部兵部等省申見參人數、百官男女悉會祓之。臨時大祓亦同。云々見えたり。爾來百數十年間、多少の沿革はありつれども、なほよく行はれたりしを、後漸く神事を重んぜざるに至りて、祓の所に參集するもの、甚だ少になりし様は、小右記に、天元五年六月廿九日、今日大祓所公卿一人不參。仍以右少辨惟成爲上代被行之。内侍等稱障不向祓所。仍以女史爲内侍代。とあるにて知るべし。かかれは、朱雀門の大祓は、後世遂に斷絶するに至りたり。

大祓廢ス

清 祓

江家次第等にたゞ古への形を存するのみとされり。かくて、東山天皇の元祿四年六月廿九日、清祓といふ名目にて、吉田社にて大祓を御再興あり

し事、基量卿記季連記等に見えたり。但し禁中の祓のみにて全國には及ばざりしなり。明治維新の後、四年六月に至りて、節折大祓の舊儀、御再興仰せ出され、同月廿五日に、大祓ノ儀從前六月祓或ハ夏越神事ト稱シ執行來候處全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失ヒ候ニ付今般舊儀御再興被爲在候間追々天下一般修行可致様被仰出候事ニ布告せられたり。此の時は、賢所の便殿を以つて、節折の御式場と定め、又、賢所の御前庭を、大祓の所と定められ、同廿

維新以後ノ大祓

九日を以つて、其の儀を行はせられたり。翌五年六月に至りて、地方官の大祓式を定めさせられたり。これより、天下一般、此の式を行はるる事となりぬ。其の後、更に、多少の改正を経て、明治二十二年一月、今の宮城に御遷幸の後は、前に述べたるが如き御次第にて、賢所の前庭なる、神樂舎の内、に於いて、行はせらるることとなりたるなり。

凡そ、我が國人の、清淨・潔白を好むは、その天性にして、清廉・潔白を尙び、公明・正大を愛する道義心は、皆これより生ず。かくて、罪惡を見ること、蛇蝎よりも甚だしき良風・美俗を成せり。而して、其の源を繹ぬれば、身體を清潔にする禊、又、

神事ヲ忽
ニスベカ
ラザルコ
ト

精神を清むる祓の如き、即ち、有形・無形の感化に依ること甚だ大なりとす。されば、大祓の如き、古來行ひ來りし慣例・儀式等は、決して、無意のものに非ざる事を深く考へて、神事を忽にすべからざるなり。

禊
西ノ禊
泰西ノ禊
術ノ禊
毒ノ禊
係ト
關

近來、醫術大いに開けて、生理衛生の道備らざるなく、消毒・隔離等の法を用ゐて、病毒の蔓延・傳染を防ぐなど、至れり。謂ふべし。而して、これ皆、泰西の新發見の如くなれども、我が國、古來禊祓の事ありて、衣服・冠履の類より、手足の爪に至るまで、濁穢に觸れたるものは、悉くこれを祓除して、なほ、冷水に浴して、身體を洗滌するが如き

は消毒衛生の法の最もすぐれたるものなり。加之、襖被は、有形の身體を清むるは勿論、無形の精神を清め、且つは安心の地を得しむるものなれば、悪疫流行の際の如きは、最も適切なるものこそす。されば、我が國の上古に於いては、未だ悪疫の流行したる事を聞かず。そのこれあるは、外國交通の頻繁になりたる後に、外國より輸入したるものなり。而して、國人亦漸く外來の悪習に慣れ、神事を重んぜず、襖被の如き良風をも疎んずるに至りて、悪疫の流行を見るに至りたるものなり。思ふに、當今の、消毒・隔離の方法固より不可なるにあらざれども、なほ、

これ、有形にござまるが故に、これを精神に及ぼす、襖被の勝れるに如かざるなり。されば、此の點より考ふるも大被の如き、我が國固有の善良なる風儀は、益、これを奨勵して、泰西醫術の衛生法と併び行はれしむべきなり

宮中三殿並に祝祭日解説

附録終

校閱者 文學博士 井上頼圀

編纂委員 齋藤 惇

皇室令 官報轉載

朕皇室祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十一年九月十八日

宮内大臣 伯爵田中光顯

皇室令第一號

皇室祭祀令

第一章 總則

- 第一條 皇室ノ祭祀ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 祭祀ハ大祭及小祭トス
- 第三條 祭祀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ
- 第四條 天皇臨ニ在ル間ハ祭祀ニ御神樂及東遊ヲ行ハス
- 第五條 表ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ特ニ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ非ラズ
- 第六條 祭祀ニ奉仕スル者ハ大祭ニハ其ノ當日及前二日小祭ニハ其ノ當日齊戒スヘシ
- 第七條 陵墓祭及官國幣社奉幣ニ關スル規程ハ本令又ハ

他ノ皇室令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外宮内大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二章 大祭

第八條 大祭ニハ天皇皇族及官家ヲ率テ親ヲ祭典ヲ行フ

天皇臨ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ祭典ハ皇族又ハ皇典皇族ヲ率テ之ヲ行ハシム

第九條 大祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

- 元始祭 一月三日
- 紀元節祭 二月十一日
- 春季皇靈祭 春分日
- 春季神殿祭 春分日
- 神武天皇祭 四月三日
- 秋季皇靈祭 秋分日
- 秋季神殿祭 秋分日
- 神嘗祭 十月十七日
- 新嘗祭 十一月二十三日、二十四日、二十五日
- 先帝祭 毎年崩御日ニ相當スル日
- 先帝以前三代ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
- 先后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

皇妣ハル皇后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後毎百年トス

神武天皇祭及先帝祭前項ノ式年ニ當ルトキハ式年祭ヲ行フ

第十一條 元始祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 紀元節祭春季皇靈殿神武天皇祭秋季皇靈殿先帝祭先帝以前三代ノ式年祭先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ先帝祭ハ一周年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ

神武天皇祭先帝祭先帝以前三代ノ式年祭先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ノ當日ニハ其ノ山陵ニ奉幣セシム

第十三條 春季神殿祭及秋季神殿祭ハ神殿ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外仍賢所ニ於テ之ヲ行フ

神嘗祭ノ當日ニハ天皇神宮ヲ造拜シ且之ニ奉幣セシム

第十五條 新嘗祭ハ神嘗祭ニ於テ之ヲ行フ

新嘗祭ノ當日ニハ賢所皇靈殿神殿ニ神饌ヲ奉リシメ且神宮及官國幣社ニ奉幣セシム

第十六條 新嘗祭ヲ行フ前一日綾綺殿ニ於テ鎮魂ノ式ヲ行フ但シ天皇喪ニ在ルトキハ之ヲ行ハス

第十七條 新嘗祭ハ大嘗祭ヲ行フ年ニハ之ヲ行ハス

第十八條 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ皇靈殿ニ於ケル祭典ハ掌典長之ヲ行フ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準シ祭典ヲ行フ

一 皇至又ハ國家ノ大事ヲ神宮賢所皇靈殿神殿神武天皇山陵先帝山陵ニ報告スルトキ

二 神宮ノ造營ニ因リ新宮ニ奉遷スルトキ

三 賢所皇靈殿神殿ノ造營ニ因リ木殿又ハ假殿ニ奉遷スルトキ

四 天皇太皇太后皇太后ノ薨代ハ皇靈殿ニ奉遷スルトキ

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定シ宮内大臣之ヲ公告ス

第三章 小祭

第二十條 小祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率テ祀ラ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ拜禮ハ皇族又ハ侍從ヲシテ之ヲ行ハシム

第二十一條 小祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

歲旦祭 一月一日

新年祭 二月十七日

賢所御神樂 十二月中旬

天皇節祭 每年天皇ノ誕生日ニ相當スル日

先帝以前三代ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

皇后ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

綏靖天皇以下先帝 歷代天皇ノ式年祭 崩御日ニ相當スルトキ

第二十二條 前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキハ之ヲ行ハス

第二十三條 歲旦祭新年祭及天皇節祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

歲旦祭ノ當日ニハ之ニ先タチ四方拜ノ式ヲ行ヒ新年祭ノ當日ニハ神宮及官國幣社ニ奉幣セシム但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ四方拜ノ式ヲ行ハス

第二十四條 賢所御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ行フ

第二十五條 例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ例祭ハ一周年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ

第十條第一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ準用ス

第二十六條 皇后皇太子皇太子皇太孫皇太孫皇親王親王妃内親王王王妃女王ノ薨代ハ皇靈殿ニ遷ストキハ小

祭ニ準シ祭典ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外拜禮ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定ス

附式

第一編 大祭式

賢所ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス

之ヲ定ム、以下別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服用制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服 袴袴ヲ以テ之ニ關階諸員 式部職掌典ヲ除ク 以下參集參入及著床ノ項ニ於テ服裝ニ付ク 亦同シ 別ニ但書ヲ置カサルモノハ皆之ニ倣フ

次ニ親王親王妃内親王王王妃女王親王妃皇親王親王妃皇親王親王妃内親王王王妃女王ノ薨代ハ皇靈殿ニ遷ストキハ小祭ニ準シ祭典ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外拜禮ヲ行ハス

次ニ天皇皇后綏靖天皇以下先帝 歷代天皇ノ式年祭 崩御日ニ相當スルトキ

次ニ天皇皇太后皇太后ノ薨代ハ皇靈殿ニ奉遷スルトキ

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上同

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御服御五衣、御小袴、御長袴、以下皇后ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニテ供ス女官同シヲ供ス奉仕

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上同

次ニ皇后ニ御櫛ヲ供ス上同

次ニ皇太子ニ御服、東御黃丹襦、未元年ナルトキハ關腋襦、空頂黒幘、以下皇太子ノ御服ニ付

キ別ニ分注ヲ施ササルヲ供ス東宮侍モノハ皆本儀ニ同シ

次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス上同

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス上同

次ニ皇太子妃ニ御服五衣、小袴、長袴、以下皇太子妃ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニテ供ス女官同シヲ供ス奉仕

次ニ皇太子妃ニ手水ヲ供ス上同

次ニ皇太子妃ニ櫛ヲ供ス上同

次ニ皇太子妃ニ手水ヲ供ス上同

次ニ皇太子妃ニ櫛ヲ供ス上同

四

此ノ間供奉諸員、宮内大臣、侍從長、式部長官、侍從長、東宮侍從、服從ヲ易フ男子ハ衣冠單、東宮主事、女官、服從ヲ易フ女子ハ衣冠單、

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御座ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神樂幣物分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

式部長官宮内大臣前行シ侍從總攝ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃内親王王妃女王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從總攝御座ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官御後ニ候ス

次ニ皇太子妃參進

東宮主事前行シ女官御後ニ候ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從總攝ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

次ニ皇太子内陣ノ座ニ著ク東宮侍從總攝御座ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇太子妃内陣ノ座ニ著ク女官外陣ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御給内衆典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃拜禮

次ニ親王妃王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御座ヲ閉ク

次ニ各退下

(注意)天皇禮祿ニ在ルトキハ女官之ヲ奉抱ス以下

之ニ倣フ天皇太后皇太后在ルトキハ皇后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御服ハ皇后ニ同シ皇親殿神殿ノ儀之ニ倣フ

皇親殿ノ儀

其ノ儀暨所ノ式ノ如シ御給ノ儀ナシ

但シ皇親殿及式年祭ニハ天皇皇后入御ノ前ニ於テ東遊ヲ行ヒ紀元節祭及先帝祭ニハ常々賢所御神樂ノ式ニ準シ御神樂ヲ行フ又神武天皇式年祭ニハ天皇御名

代表冠ノ拜禮ヲ皇后御拜禮ノ前ニ加ヘ天皇太后皇太后在ルトキハ其ノ御拜禮ヲ皇后御拜禮ノ次ニ加フ先帝式年祭ニハ天皇御名代及皇后御名代ヲ拜禮ヲ皇太子拜禮ノ前ニ加ヘ天皇太后皇太后在ルトキハ天皇

太后御拜禮及皇太后御名代ヲ拜禮ヲ皇親殿名代拜禮ノ次ニ加フ

神殿ノ儀

其ノ儀暨所ノ式ノ如シ御給ノ儀ナシ

新嘗祭神嘉殿ノ儀

當日何時御儀ヲ設飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス

次ニ神座ヲ奉安シ齊火ノ燈燵ヲ點ス

五

此ノ時庭燎ヲ燒ク

次ニ親王王綾綺殿ニ參入ス

次ニ皇太子綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御祭服御衾、未成年ナルトキハ之ヲ供セス、御衣、御下裳、御和、御單、御表

袴、御大口、ヲ供ス侍從御石甞、御履、ヲ供ス奉仕

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同上

次ニ皇太子ニ密服冠、白袍、白ヲ供、東宮侍

次ニ皇太子ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員侍從、東宮大夫、東宮侍從長、東宮服裝ヲ易フ冠

侍從服裝ヲ易フ冠

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

六

式部長官宮内大臣前行シ侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル侍從劍匣ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王

供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ一人脂燭ヲ乘ル東宮侍從重切御劍ヲ

奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官御後ニ候

次ニ天皇兩殿ノ御座ニ著御侍從劍匣ヲ案上ニ奉案ス

次ニ皇太子兩殿ノ座ニ著ク東宮侍從重切御劍ヲ案上ニ奉

安ス

此ノ時供奉諸員兩殿ノ座ニ候ス

次ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀掌典補一人脂燭ヲ乘リ掌典一人削木ヲ執ル同一

人海老鮓置櫃ヲ執リ同一人多志良加ヲ執ル陪膳女官

五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ一人御刀子宮ヲ執リ後取女

加ヘ口際結並心葉ヲ著ク

官同一人御巾子宮ヲ執ル女官唐衣、衣、紅切袴、禪

上

一人神食座ヲ執リ同一人御食座ヲ執ル同上

一人御箸ヲ執リ同一人御枚手宮ヲ執ル掌典一人御飯宮ヲ執

リ同一人鮮物宮ヲ執ル掌典補一人干物宮ヲ執リ同一人御菓子宮ヲ執ル同一人蠅汁液ヲ執リ同一人海藻汁液ヲ執リ同一人空蓋ヲ執リ同一人御鏡八足机ヲ昇ケ同一人御酒八足机ヲ昇キ同人御剃八足机ヲ昇キ同人御直會八足机ヲ昇ケ

次ニ削木ヲ執レル掌典辨陣ヲ稱フ

此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇本殿ノ御座ニ進御

次ニ御手水ヲ供ス陪膳女官奉仕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ御直會

次ニ神饌撤下陪膳女官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ神饌退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ皇太子拜禮

次ニ親王王拜禮

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子退下
供奉參進ノ時ノ如シ
次ニ諸員拜禮
次ニ各退下

(注意)天皇襪襪ニ在ルトキハ出御ナシ神饌ハ掌典

長之ヲ供進ス

新嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀御衣振動及絲結ノ式ヲ行フ

神宮通拜ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

時刻親王王便殿ニ參入ス

次ニ天皇便殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス侍從奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員侍從、服裝ヲ易フ衣冠

次ニ出御

掌典長前行シ侍從劍匣ヲ奉シ侍從長侍從武官長

侍從武官御後ニ候シ親王王宮内大臣式部部長官供奉ス

七

次ニ御進拜

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

神宮ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内大臣式部長官式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服關係諸員亦同シ

次ニ勅使衣冠著床

次ニ出御御直

侍從長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從侍從武官長侍從武

官後ニ候ス

次ニ幣物御覽掌典長侍立

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ幣物ヲ辛瓶ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ股ヲ辭ス

此ノ時式部官醫驛ヲ稱フ

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

山陵ノ儀

當日早且陵所ヲ裝飾ス

時刻文武品官有爵者優遇者帷舎ニ參集ス

次ニ儀仗兵衛門外ニ整列ス

次ニ天皇御休所ニ著御

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ學典祝詞ヲ奏ス

次ニ出御御正

式部長官宮内大臣前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王孫奉ス

次ニ御拜禮御香文ヲ奏ス

次ニ親王王孫禮

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ各退下

(注意)先帝式年祭ニハ皇后ヲ天皇ノ次ニ加ヘ皇太

后在ルキハ皇后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御服ハ

御中禮服トス

山陵ニ勅使發遣ノ儀

其ノ儀神宮ニ勅使發遣ノ式ノ如シ

山陵ニ奉幣ノ儀

當日早且陵所ヲ裝飾ス

時刻儀仗兵衛門外ニ整列ス

次ニ勅使衣冠參進

次ニ勅使本位ニ就ク

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ學典祝詞ヲ奏ス

次ニ幣物ヲ供ス

次ニ勅使進テ祭文ヲ奏ス

次ニ勅使拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ各退下

神宮實所皇親殿神殿及山陵ニ親告ノ儀

神宮實所皇親殿神殿ノ遺體ニ因リ奉遷ノ儀

以上其ノ儀時ニ臨ミ之ヲ定ム

天皇ノ體代奉遷ノ儀 天皇太后皇太后ノ體

代奉遷ノ儀之ニ準ス

皇親殿奉告ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

時刻御座ヲ開ク

此ノ間奏樂

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ學典祝詞ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ御座ヲ閉ク

此ノ間奏樂

次ニ各退下

權殿ノ儀

時刻宮内高等官及先帝禁近奉仕者著床

次ニ御座ヲ奉ケ

此ノ間奏樂

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜 侍從奉仕、衣冠單

次ニ皇后御代拜 女官奉仕、桂袴

次ニ皇太子代拜 東宮侍從奉仕、衣冠單

次ニ皇太子妃代拜 女官奉仕、桂袴

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ堂典長祝代ヲ呈進殿ニ奉進ス諸員供奉

此ノ時式部官降階ヲ稱フ

皇親殿親祭ノ儀

其ノ儀本編皇親殿ノ式ノ如シ

第二編 小祭式

賢所ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内勅任官宮内奏任官總代各一人著床

次ニ御座ヲ開ケ

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御 是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇渡御、皇太子參入、天皇ニ御服御手水、御笏ヲ供シ皇太子ニ御服、手水、笏ヲ供シ及供奉諸員御服ヲ易フルノ儀アリ

總テ第一編賢所ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲ケス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ御拜禮 御鈴内掌

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官御後ニ候ス

次ニ皇太子拜禮訖ヲ退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ御座ヲ閉ツ

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ各退下

皇親殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

但シ御祭及式年祭ニハ若床者中ニ親王王及宮内大臣又ハ宮内次官ノ内一人ヲ加ヘ皇后ヲ天皇ノ次ニ皇太子妃ヲ皇太子ノ次ニ加フ從テ此ノ場合ニ於テハ綾綺殿ニ於ケル儀注中ニ皇后渡御皇太子妃參進皇后ニ御服御手水御笏ヲ供シ皇太子妃ニ御服御手水御笏ヲ供スルノ項アルコト亦第一編賢所ノ儀ニ同シ

神饌ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

四方拜ノ儀 儀巨祭賢所ノ式ニ當日早旦式場ヲ裝飾ス

光ヲチ之ヲ行フ

時刻出御

堂典長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ宮内大臣式部長官供奉ス

ニ御拜禮訖ヲ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)本儀ニ於ケル天皇ノ御服及供奉員中侍從長侍從ノ服裝ハ賢所ノ儀ニ同シ

賢所御神樂ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大勅位親任官及各勅任官總代宮内奏任官總代各一人有舊者總代毎爵一人著床

次ニ御座ヲ開ケ

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御 是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇皇后渡御皇太子皇太子妃參入、天皇ニ御服、御手水、御笏、皇后ニ御服、御手水、御笏ヲ供シ皇太子ニ御服、手水、笏ヲ供シ及供奉諸員御服ヲ易フルノ儀アリ總テ第一編賢所ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲ケス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇后出御
 皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃内親王妃妃
 女王供奉ス
 次ニ皇太子參進
 東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮
 侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス
 次ニ皇太子妃參進
 東宮主事前行シ女官後ニ候ス
 次ニ天皇皇后御拜禮
 次ニ皇太子皇太子妃拜禮
 次ニ親王妃内親王妃王王妃女王妃拜禮
 次ニ御神樂
 次ニ天皇皇后入御
 供奉出御ノ時ノ如シ
 次ニ皇太子皇太子妃退下
 供奉參進ノ時ノ如シ
 次ニ諸員拜禮
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御屏ヲ閉ツ

此ノ神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下
 神宮ニ勅使發遣ノ儀
 其ノ儀第一編神宮ニ勅使發遣ノ式ニ準ス
 神宮ニ奉幣ノ儀
 其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル
 皇后皇太子妃皇太子孫皇太子孫妃親王妃内親王妃
 王王妃女王ノ職代ヲ皇殿殿ニ遷スノ儀
 皇禮殿奉告ノ儀
 權殿ノ儀
 以上其ノ儀第一編天皇ノ禮代奉遷ノ儀中各其ノ式ニ準ス
 皇禮殿祭典ノ儀
 持旨ニ由リ天皇親ヲ拜禮ヲ行フトキハ其ノ儀本編皇禮殿
 ノ式ノ如シ自餘ハ祭典長ノ主祭ニ止ム但シ皇后ノ禮代ヲ
 遷ストキハ天皇御代拜衣冠及皇太子皇太子妃拜禮ノ儀注
 ナ加フ

○皇室令

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ登極令ヲ裁可シ茲
 ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十二年二月十一日

宮内大臣 伯耆田中 光顯
 内閣總理大臣兼 侯爵桂 太郎
 陸軍大臣 子爵寺内 正毅
 外務大臣 伯爵小村 壽太郎
 海軍大臣 男爵齋藤 實
 內務大臣 法學博士男爵平田 東助
 農商務大臣 男爵大浦 兼武
 遞信大臣 男爵後藤 新平
 文部大臣 小松原英太郎
 司法大臣 子爵岡部 長職

皇室令第一號

登極令

第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ祭典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ
 行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム
 第二條 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム
 元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス
 第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス
 第四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ
 大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ
 第五條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理
 セシムル爲宮中ニ大禮使ヲ置ク
 大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム
 第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務大
 臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス
 第七條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ
 之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇
 山陵前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム
 第八條 大嘗祭ノ場田ハ京都以東以南ヲ總祀ノ地方トシ
 京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定
 ス

第九條 悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ
 地方長官ヲシテ齊田ヲ定メ其ノ所有者ニ對シ新穀ヲ供
 納スルノ手續ヲ爲サシム

第十條 稻實成熟ノ期至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齊田
 ニ就キ按圖ノ式ヲ行ハシム

第十一條 即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先ダテ天皇御器ヲ奉シ
 皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス

第十二條 即位ノ禮ヲ行フ當日勅使ヲシテ之ヲ皇親殿御
 殿ニ奉告セシム

大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇親殿神祇官國幣
 社ニ奉告セシム

第十三條 大嘗祭ヲ行フ前一日鎮魂ノ式ヲ行フ

第十四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ開式ノ定ムル所ニ依リ之
 ヲ行フ

第十五條 即位ノ禮及大嘗祭既リタルトキハ大饗ヲ賜フ

第十六條 即位ノ禮及大嘗祭既リタルトキハ天皇皇后ト
 共ニ神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ謁ス

第十七條 即位ノ禮及大嘗祭既リテ東京ノ宮城ニ遷幸シ
 タルトキハ天皇皇后ト共ニ皇親殿神祇官ニ謁ス

第十八條 臨閣中ハ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハス

附式

第一編 踐祚ノ式

賢所ノ儀 三日間之ヲ行フ但シ第二日
 時刻御殿ヲ裝飾ス

三日ノ儀ハ御書文ナシ

次ニ御座ヲ開ク

次ニ神饌 色目時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下神饌又ハ幣物ニテ
 付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

供ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御鈴ノ儀アリ 奉仕 內掌典

次ニ天皇御代拜 掌典長奉 御書文ヲ奏ス

次ニ皇后御代拜 掌典奉仕、 衣冠單

次ニ神饌ヲ撤ス

次ニ御座ヲ閉ク

次ニ各退下

皇親殿神祇官ニ奉告ノ儀

其ノ儀賢所第一日ノ式ノ如シ 御鈴ノ
 儀ナシ

皇親殿神祇官ニ奉告ノ儀

賢所第一日ノ式 大勅位國務各大臣樞密院院長元帥使
 時刻ヲ行フト同時

殿ニ班列ス

但シ服裝通常關係諸員亦同シ

次ニ出御 御通常服、御
 御通常服、御

式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從武官長侍從
 武官御後ニ候シ皇太子 又ハ皇太孫、以 親王ヲ供奉ス

次ニ劍璽渡御 侍從 國璽御懸之ニ從フ 內大臣祕
 奉仕 番官捧持

式部次官內大臣前行シ侍從武官冠從ス

次ニ內大臣劍璽ヲ御前案上ニ奉安ス

次ニ內大臣國璽御懸ヲ御前ノ案上ニ安ク

次ニ入御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從
 侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王ヲ供奉ス

次ニ內大臣國璽御懸ヲ奉シテ 內大臣祕
 番官捧持

次ニ各退下

(注意)天皇未成年ナルトキハ供奉員中親王ノ上
 ニ攝政ヲ加ヘ攝權ニ在ルトキハ女官奉抱
 シ攝政奉扶ス以下之ニ倣フ

踐祚後朝見ノ儀

當日何時文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス者ハ時ニ

當日何時文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス者ハ時ニ
 臨ミ之ヲ定ム、以下別ニ分注
 ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服服前ナキ者ハ通常禮
 服女子ハ中禮服關係諸員亦同シ

次ニ式部官前導諸員正殿ニ參進木位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御正 出御 御椅子
 出御ニ著御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從
 侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王ヲ供奉ス

次ニ皇后御中 御椅子
 御中ニ著御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃 又ハ皇太
 下之ニ 親王妃 內親王妃 女官 供奉ス

次ニ勅語アリ

次ニ內閣總理大臣御前ニ參進奉對ス

次ニ天皇皇后入御

供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇未成年ナルトキハ勅詔ノ項ヲ「攝

政御座ノ前面ニ參進東方ニ侍立シ勅語ヲ傳宣ス」トメ

第二編 即位禮及大嘗祭ノ式

賢所ニ期日奉告ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服止裝止服用制ナキ者ハ通常禮

服女子ハ中禮服 袴袴ヲ以テ之ニ關係諸員亦同シ 式部

典部樂部職員中掌典長、掌典次長、掌典、樂官ハ衣冠單其ノ他ノ布衣單

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃內親王王王妃女王綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服 御東帶黃縷染御袍、未成年ナルヲ供ス侍

仕奉

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上

次ニ天皇ニ御勞ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御服 御五衣、御小ヲ供ス女官

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御勞ヲ供ス上

此ノ間供奉諸員 皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、

侍從長、大禮使長官、式部長官、侍從長官、內親王、王、王妃、女王、宮內大臣、

從、皇后宮大夫、大禮使次官、女官、服裝ナキ男子

冠、女子ハ袴

次ニ大禮使高尊官著床

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御勞ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ樂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮內大臣前行シ侍從重ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王大禮使

長官供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃內

親王王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇內陣ノ御座ニ著御侍從重ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后內陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス 御冷内掌

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃內親王王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御勞ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

(注意)天皇禮座ニ在ルトキハ天皇皇后ニ關スル儀注ヲ除キ御座ノ開クノ前ニ「式部官前導攝政東及親王親王妃內親王王王妃女王參進本位ニ就ク」ノ項ヲ加ヘ掌典長祝詞ヲ奏スノ次ニ「御勞ノ儀アリ奉仕」及「攝政拜禮御告文ヲ奏ス」ノ二項ヲ加フ

皇靈殿神座ニ期日奉告ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ 儀ナシ

神宮武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高尊官式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服通常禮服關係諸員 式部職掌

ヲ除キ亦同シ

次ニ內閣總理大臣著床

次ニ勅使 衣冠、帶劍、著床

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ出御 直衣

式部長官 冠官內大臣 同前行シ侍從 同御劔ヲ奉シ侍從

長上侍從 同侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽 掌典長

次ニ神宮參向ノ勅使ヲ召ス

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク 宮內大臣奉仕

次ニ勅語アリ勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ
 次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム
 次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス
 此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ
 次ニ神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵參向ノ勅使ヲ順次ニ召ス
 次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ケ宮内大勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ
 次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム
 次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス
 此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ
 次ニ入御
 供奉警蹕出御ノ時ノ如シ
 次ニ各退下
 (注意)天皇履襪ニ在ルトキハ天皇ニ關スル儀注ヲ除キ勅使著床ノ次ニ「攝政衣金進本位ニ就ク」及「攝政幣物ヲ檢ス掌典立」ノ二項ヲ加ヘ勅語ノ項ノ「勅語アリ」ヲ「攝政勅語ヲ傳宣ス」トス

神宮ニ奉幣ノ儀
 其ノ儀神宮ノ祭式ニ俟ル
 神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀
 其ノ儀皇至祭祀台附式中山陵ニ奉幣ノ式ノ如シ
 警蹕點定ノ儀
 當日何時神殿ヲ裝飾ス
 時刻大禮使高等官著床
 但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ
 式部
 次ニ御所御車宮城出御
 布衣單
 次ニ御所御車宮城出御
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌ヲ供ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス
 次ニ齋田點定ノ儀アリ
 次ニ神饌ヲ撤ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御所御車宮城出御
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下
 齋田拔穂ノ儀
 當日何時齋場ヲ裝飾ス
 時刻大禮使高等官地方高等官著床
 但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ
 次ニ拔穂使衣冠隨員布衣ヲ從ヘ齋場ニ參進本位ニ就ク
 次ニ神饌幣物ヲ供ス拔穂使隨員奉仕
 次ニ拔穂使祝詞ヲ奏ス
 次ニ拔穂ノ儀アリ
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス拔穂使隨員奉仕
 次ニ各退下
 京都ニ行幸ノ儀
 當日何時齋所御殿ヲ裝飾ス
 時刻大禮使高等官著床
 但シ服裝大禮服正裝正服關係諸員亦同シ
 式部職掌典
 中掌典長、掌典次長、掌典、樂官ハ衣冠單、其ノ他ハ布衣單
 次ニ御所御車宮城出御
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス
 次ニ天皇御代拜ニ於テ別ニ分注ヲ施ササルモハ皆本儀ニ同シ
 次ニ皇后御代拜ニ於テ別ニ分注ヲ施ササルモハ皆本儀ニ同シ
 次ニ神饌ヲ撤ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御所御車宮城出御
 次ニ齋所御車宮城出御
 時刻文武高官有爵者優遇者並夫人御車場ニ參集ス
 但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服關係諸員亦同シ
 式部職掌典
 服女子ハ通常服關係諸員亦同シ
 長掌典ハ衣冠單
 次ニ皇太子皇太后妃親王親土妃內親王王王妃女王御車場ニ參集ス
 次ニ齋所御車宮城出御
 天皇皇后宮城出御

禮儀第一公式ヲ用キ供奉諸員中ニ大禮使高等官掌
 典長掌典ヲ加フ
 次ニ停車場ニ著御
 此ノ時諸員奉迎
 次ニ御發軔
 此ノ時諸員奉送
 次ニ京都ニ著御
 此ノ時在京都親王親王妃内親王王王妃女王文武高官
 有爵者優遇者並夫人 服裝奉送諸 停車場ニ奉迎ス
 次ニ停車場出御
 兩河宮城出御ノ時ノ如ク
 次ニ皇宮ニ著御
 賢所春興殿ニ渡御ノ儀
 當日何時御股ヲ裝飾ス
 時刻大禮使高等官著床
 但シ服裝京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如
 次ニ賢所殿内ニ渡御 掌典
 次ニ神饌ヲ供ス
 次ニ掌典祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜
 次ニ皇后御代拜
 次ニ神饌ヲ撤ス
 次ニ御那ヲ閉ク
 次ニ各退下
 即位禮當日皇宮殿神殿ニ奉告ノ儀
 當日何時御股ヲ裝飾ス
 時刻大禮使高等官著床
 但シ服裝大禮服 衣袴 正裝正服關係諸員亦同シ 掌典部
 職員中掌典次長、掌典、樂官
 ハ衣冠履、其ノ他ハ布衣履
 次ニ御那ヲ開ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌幣物ヲ供ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ掌典次長祝詞ヲ奏ス
 次ニ勅使 侍從奉仕、拜禮御祭又ヲ奏ス
 次ニ皇后宮使 女官奉仕、五拜禮
 次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御那ヲ閉ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下
 即位禮當日賢所大前ノ儀
 當日早且御股ヲ裝飾ス
 其ノ儀本殿ノ儀、輿並壁代ヲ更メ内陣ノ中央ニ天皇ノ
 御座短ク敷ク 案ヲ安ク 其ノ東方ニ皇后ノ御座短ク敷
 時列建禮門及建春門ヲ閉ク皇宮警部之ヲ警固ス
 時刻文武高官有爵者優遇者並夫人及外國交際官並夫人朝
 集所ニ參集ス
 但シ服裝男子ハ大禮服 白下 正裝正服服制ナキ者ハ通
 常禮服女子ハ大禮服關係諸員亦同シ 式部職掌典部職
 典ハ束帶(纒卷)、樂
 官其ノ他ハ衣冠履
 次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王宜陽殿
 ニ參入ス
 次ニ天皇皇后宜陽殿御

次ニ天皇ニ御服 御東御袍、未成年ナクテ供ス 侍從
 次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス 同上
 次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス 同上
 次ニ皇后ニ御服 御衣、御袴ヲ供ス 女官
 次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス 同上
 次ニ皇后ニ御綸扇ヲ供ス 同上
 此ノ間供奉諸員 皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、
 内大臣、侍從長、大禮使長官、式部長官、侍
 從、皇后宮大夫、大禮使次官、式部次官、女官服裝ヲ
 易ク 男子ニ束帶(纒卷)、帶劔、
 女子ニ五衣、唐衣、裳
 次ニ儀仗兵建禮門外並建春門外ニ整列ス
 次ニ大禮使高等官左右各三人南門外掖ニ參進禮門ノ本位
 ニ就ク
 但シ服裝束帶、冠笠纒卷、縹袍(胸腋纒卷)、錦襦袢、
 袴、白布帶、劔、平絛ヲ平相、箭ヲ弓、絲鞋
 綉履巾 附ス 折△弓、絲鞋
 次ニ大禮使高等官左右各一人同列任官左右各六人ヲ率キ

司鉦司鼓ノ本位ニ就ク

但シ服裝高等官ハ束帶、冠垂纏、緋袍(縫腋)、單、

石劔、平緒ヲ釋、判任官ハ束帶、冠細纏、標袍(縫腋)、單、白布

袴、白布帶、劔、平緒ヲ釋

次ニ大禮使高等官左右各二十人威儀物、大刀八口(兩面(錦

旗)(赤色綾或ニ納ル)、藍胡篋八具、捧持シ參進本位

ニ就ク

但シ服裝束帶、冠垂纏、袍(縫腋)、單、劔、平緒

ヲ釋、大刀捧持者ハ黑袍、弓及胡篋捧持

者ハ緋袍、棒及胡篋捧持者ハ黑袍

次ニ大禮使高等官左右各十人參進威儀ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶、冠垂纏、袍(兩腋縫著)、掛甲、肩

帶、劔、平緒ヲ釋、胡篋、箭、弓、釋、前列者ハ黑袍、平

次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三請員列立

次ニ大禮使高等官前朝集所ニ參集ノ請員參進本位ニ就

次ニ御座ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神儀折敷高坏六基、幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從御座ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内閣總

理大臣内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御

式部次官皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃

親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從御座ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王妃女王内親王

侍立シ内閣總理大臣宮内大臣内大臣侍從長式部長官

侍從皇后宮大夫式部次官女官其ノ後ニ侍立ス侍從武

官長侍從武官御座ノ所ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス 御於内掌 典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸良拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御座ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三

次ニ各退下

(注意)天皇御座ニ在ルトキハ皇太后皇太后ナ

ハ親王又ハ親王妃奉抱シ御座ニ著御女官外陣ニ

候ス皇太后ノ御座ハ皇后ニ同シ御告文

ハ攝政(總著)御座ノ傍ニ參進之ヲ奏ス

即位禮當日紫宸殿ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ南榮ニ日像ヲ副フ 五綵瑞雲ノ欄間ヲ懸ク母屋

ノ中央南面ニ三層欄壇ヲ立テ高御座ヲ安ク其ノ蓋上

中央ノ頂ニ大鳳形金一翼、棟上ノ八角ニ小鳳形金各一

翼、搏風ヲ繪ク 上南北三角ニ大鏡各一面、小鏡各

四面、每鏡兩傍ニ金銅彫鏤ノ八花形及 其ノ他ノ六角ニ

唐草形ヲ立テ各白玉ヲ嵌入ス 大鏡各一面、兩傍ニ金銅彫鏤ノ八花形及唐

草形ヲ立テ各白玉ヲ嵌入ス 小鏡各二面ヲ

立ツ蓋下ノ中央ニ大圓鏡一面、棟トノ八角ニ玉簾各一

旒、其ノ内面ニ御帳、深紫色小袋形 絨、其ノ内面ニ御帳、深紫色小袋形

彫鏤ノ唐草形幅額及蛇舌ヲ懸ク壇上二層及第二層ニ赤

地錦ヲ敷ク第三層ニ青地錦ヲ敷キ其ノ上ニ櫻網線疊二

枚、大和錦線龍燈土敷一枚、大和軟錦燈代一枚、東京

錦燈代一枚ヲ累敷シ御椅子ヲ立テ左右ニ螺網線各一牌

ヲ安ク欄壇ノ下南東西三面ニ兩面錦ヲ敷キ其ノ北階ノ

下ニ後房ニ至ル間鑪道ヲ敷ク

高御座ノ東方ニ皇后ノ御座ヲ設ク其ノ儀三層欄壇漆ヲ

立テ御帳置八角、棟端ヲシ安ク其ノ蓋上中央ノ頂ニ鳳

鳥形金一翼ヲ立テ棟下ノ八角ニ玉簾各一旒、其ノ内面

ニ御帳置八角、棟端ヲシ安ク其ノ蓋上中央ノ頂ニ鳳

鳥形金一翼ヲ立テ棟下ノ八角ニ玉簾各一旒、其ノ内面

軒廊ノ後面ニ綵綾軟障ヲ作り前面ニ背簾ヲ懸ク

南庭櫻樹ノ南方ニ日像露飾赤地錦ニ日像チ一旒、橘樹ノ南方ニ月像露飾白地錦ニ月像チ一旒、樹ノ南方ニ日像露飾ノ南ニ取入咫鳥形大錦旗、鳥形ヲ飾シ、戟卒ニ懸ク一旒、月像露飾ノ南ニ雲形大錦旗、五彩瑞雲ノ錦ニ取入咫鳥形一旒、菊花中錦旗、青地錦、黃地錦、赤地錦、白地錦、白地錦、紫地錦、各一旒、金絲ヲ以テ菊花草ヲ飾シ、戟卒ニ懸ク、同左右各五旒、順次之ヲ樹ツ大錦旗ノ前回ニ萬歲旗、赤地錦、上ニ殿鼓及魚形ヲ飾シ、下ニ懸ク、左右各一旒、樹テ小錦旗ノ前面ニ鉦、鼓、火燭臺、右各三面、梓、金鈿、黒漆桐、赤、左右各十竿ヲ布列ス、時刻儀仗兵建禮門外並建禮門外ニ整列ス、時刻文武高官有爵者優過者並夫人及外國交際官並夫人日華門外並禮門外ニ列立ス、兩門外ニ列立スル者ノ區、但シ服裝賢所大前ノ儀ノ如シ關係諸員ノ服裝同儀ニ於テ各別ニ注記シタルモノ亦同シ、

左右各ノ外掖壇下ニ參進衛門ノ本位ニ就ク、
 次ニ大禮使高尊官左右各一人同列任官左右各六人ヲ率、日華門及月華門ヨリ參入シ、鉦、鼓ノ本位ニ就ク、
 次ニ大禮使高尊官左右各二十人威儀物ヲ捧持シ、日華門及月華門ヨリ參入シ、中錦旗ノ前面ニ參進本位ニ就ク、
 次ニ大禮使高尊官左右各十人日華門及月華門ヨリ參入シ、南庭櫻樹ノ前面ニ參進威儀ノ本位ニ就ク、
 次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各二、諸員列立、
 次ニ大禮使高尊官前導門外列立ノ諸員殿上ノ東廂又ハ軒廊ニ參進、東廂參進者ハ日華門ヨリ入り、軒廊參進者ハ承明門東西兩廂ヨリ入り、各其ノ本位ニ就ク、
 次ニ式部長官式部次官殿上ノ南廂ニ參進本位ニ就ク、式部官、東帶之ニ從テ、
 次ニ大禮使長官大禮使次官殿上ノ南廂ニ參進式部長官式部次官ノ上座ニ就ク、
 次ニ内閣總理大臣宮内大臣殿上ノ南廂ニ參進大禮使長官大禮使次官ノ上座ニ就ク、
 次ニ皇太子親王高御座前面ノ壇下ニ參進本位ニ就ク、
 次ニ式部官警蹕ヲ稱テ、

次ニ天皇御服賢所ニ朝日奉告ノ儀ニ同シ、以下天皇ノ御高御座北階ヨリ昇御侍從御座中ノ案上ニ奉安シ御勞ヲ供ス、

次ニ天皇御座ニ昇リ、御帳外東北隅ニ候シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官高御座後面ノ壇下ニ侍立ス、

次ニ皇后御服位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ、以下皇后御座北階ヨリ昇御侍從御座中ノ案上ニ奉安シ御勞ヲ供ス、

皇太子妃親王妃内親王妃女官御帳前而壇下ニ參進本位ニ就キ、皇后宮大夫女官御帳後而壇下ニ侍立ス、

次ニ侍從二人分進高御座ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ、御帳ヲ奉ク、陀テ座ニ復ス、

次ニ女官二人分進御帳後ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ、御帳ヲ奉ク、陀テ座ニ復ス、

次ニ天皇御勞ヲ端シ立御、

次ニ皇后御勞ヲ執リ立御、

次ニ諸員最敬禮、

次ニ内閣總理大臣西階ヲ降リ南庭ニ北面シテ立ツ、
 次ニ勅語アリ、

次ニ内閣總理大臣南階ヲ昇リ南庭ノ下ニ於テ齋前ヲ奏シ南階ヲ降ル、
 次ニ内閣總理大臣萬歲旗ノ前面ニ參進萬歲旗ヲ稱テ三諸員之ニ和ス、陀テ西階ヲ昇リ座ニ復ス、
 次ニ天皇皇后入御、
 警蹕出御ノ時ノ如シ、
 次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三、
 次ニ各退下、

(注意)天皇權祿ニ在ルトキハ皇太后皇太后ハ内親王又ハ奉抱シ、御座帳内ニ御シ、女官ハ親王妃、奉抱シ、御座帳内ニ御シ、女官御帳外壇上西北隅ニ候ス、皇太后ノ御座ハ皇后ニ同シ、天皇未成年ナルトキハ攝政(東御)御帳外壇上東北隅ニ候シ、内大臣ノ上座ニ就ク、又勅語ノ頃チ「攝政御帳ノ前面ニ參進勅語ヲ傳宣ス」トス、

即位禮後一日賢所御神樂ノ儀、
 當日何時御殿ヲ裝飾ス、
 時刻文武高官有爵者優過者並夫人朝集所ニ參集ス、
 但シ服裝賢所ニ朝日奉告ノ儀ニ同シ、

次ニ諸員拜禮

次ニ皇后親立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子親王本殿ニ參進南階ヲ昇リ寶子ニ候ス

次ニ本殿南庭ノ廻廊ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀典補左右各一人脂燭ヲ采リ掌典一人削木ヲ執

ル同一人海老鮓鹽糺ヲ執リ同一人多志長加ヲ執ル陪膳

女官五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ一人御刀子宮ヲ執リ後

取女官服裝 同上 一人御巾子宮ヲ執ル女官白色帛掛衣、唐衣、

日陸絲竝心葉ヲ著 一人神食器ヲ執リ同一人御其膳ヲ執

ル同一人御箸宮ヲ執リ同一人御枚手宮ヲ執ル同一人御

飯宮ヲ執リ同一人鮮物宮ヲ執ル同一人干物宮ヲ執リ同

一人御菓子宮ヲ執ル掌典一人鮫汁液ヲ執リ同一人海藻

汁液ヲ執ル掌典二人空護ヲ執リ同一人御鏡八足机ヲ

昇ク同二人御酒八足机ヲ昇キ同二人御粥八足机ヲ昇キ

同二人御直會八足机ヲ昇ク

次ニ削木ヲ執ル掌典本殿南階ノ下ニ立テ警蹕ヲ稱フ

此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇内ノ御座ニ著御皇太子親王侍從長帶劔ヲ掌

解ケテ

典長外陣ノ帳内ニ參入奉侍ハ

次ニ御手水ヲ供ス 陪膳女 官奉仕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜初御告文ヲ奏ス

次ニ御山會

次ニ神饌撤下 陪膳女 官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス 同上

次ニ神饌膳會ニ退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ廻立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

各ニ各退下

(注意)天皇德祿ニ在ルトキハ出御ナシ神饌ハ

掌典長之ヲ供進シ供奉スヘキ諸員ハ直ニ小

忌帳會ニ著床ス

主基殿供饌ノ儀

其ノ儀條紀殿供饌ノ式ノ如シ

即位禮及大嘗祭後大嘗第一日ノ儀

當日早旦豐樂殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ北州ニ錦軟障 千年松山ヲ設ケ東北隅ニ悠

紀地方風俗歌ノ屏風、西北隅ニ主基地方風俗歌ノ屏風

ヲ立ツ母屋ノ四面ニ壁代ヲ作リ之ヲ穿ケ其ノ中央ニ天

皇ノ御座 平鋪東方ニ皇后ノ御座 平鋪ヲ設ケ各御椅子

竝御蓋盤ヲ立ツ南東西三廂ノ周圍ニ背籠ヲ懸ケ之ヲ穿

ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第一座ヲ設ケ床子竝蓋盤ヲ立ツ

爾陽、承歡、觀德、明義各堂ノ後面ニ綵絨軟障ヲ設ケ

前面ニ背籠ヲ懸ケ之ヲ穿ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第二座

ヲ分設シ床子竝蓋盤ヲ立ツ南庭ノ中央ニ舞臺ヲ構ヘ其

ノ東南隅ニ樂官ノ幄ヲ設ケ

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人朝

集所ニ參集ス

但シ服裝即位禮當日暨所大前ノ儀ニ同シ各地ニ於テ

聖饌ヲ賜フヘキ者亦同シ

次ニ儀駕、進香、承歡、嘉樂、高陽ノ各門ヲ開ケ皇宮警

部之ヲ警固ス

次ニ大禮使高等官前導諸員殿上ノ所又ハ爾陽、承歡、觀

德、明義ノ各堂 間及各堂ニ參進スル者ノニ參進殿上參

進門ヨリ入リ東階ヲ昇ル爾陽堂承歡堂參進者ハ嘉各

樂門ヨリ入リ觀德堂明義堂參進者ハ高陽門ヨリ入ル

其ノ本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍蓋ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王内大臣

大禮使長官供奉ス

次ニ皇后御出御

式部次官皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃

親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇御座ニ著御侍從劍蓋ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后御座ニ著御

次ニ供奉員各本位ニ就ク

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣奉對ス

次ニ外國交際官首席者奉對ス

次ニ天皇皇后ニ白酒黒酒ヲ供ス 侍從殿女 官奉仕

次ニ諸員ニ白酒黒酒ヲ賜フ

次ニ式部長官悠紀主基兩地方獻物ノ色目ヲ奏ス

此ノ時兩地方ノ獻物ヲ南榮ニ排列ス 奉仕

次ニ天皇皇后ニ御膳並御酒ヲ供ス侍從並女
 次ニ諸員ニ膳並酒ヲ賜フ
 次ニ久米舞ヲ奏ス
 次ニ天皇皇后ニ御穀物ヲ益供ス侍從並女
 次ニ諸員ニ穀物ヲ益賜ス
 次ニ悠紀主基兩地方ノ風俗舞ヲ奏ス
 次ニ大歌及五節舞ヲ奏ス
 次ニ天皇皇后ニ御華ヲ供ス侍從並女
 次ニ諸員ニ御華ヲ賜フ
 次ニ天皇皇后入御
 供奉御膳出御ノ時ノ如シ
 次ニ各退下
 當日文武官有爵者優遇者並夫人ニシテ召サレサル者ニハ
 各其ノ所在地ニ於テ饗饌ヲ賜フ但シ饗饌ヲ賜フヘキ者ノ
 範圍及其ノ場所ハ時ニ隨ミ之ヲ定ム
 (注意)天皇未成年ナルトキハ勅詔ノ項ヲ一攝
 政御座ノ前面ニ參進シ東方ニ侍立シ勅
 詔ヲ傳宣ス一トス
 即位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀
 當日何時文武高官有爵者優遇者並夫人及外國交際官並夫

人ニ條離宮内ノ朝集所ニ參集ス
 但シ服裝大饗第一日ノ儀ニ同シ
 次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王妃女王子二條離
 宮ニ參集ス
 次ニ天皇皇后二條離宮ニ行幸啓
 次ニ大禮使高等官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク
 次ニ天皇御正 皇后御大
 式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從武官長侍從
 武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇太子妃親王
 親王妃内親王王妃女王子大禮使長官供奉ス
 次ニ天皇皇后御座ニ著御
 次ニ陪宴スヘキ供奉員本位ニ就ク
 次ニ賜宴
 此ノ間奏樂
 次ニ天皇皇后入御
 供奉出御ノ時ノ如シ
 次ニ各退下
 即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀
 時刻文武高官有爵者優遇者並夫人外國交際官並夫人二條
 離宮内ノ朝集所ニ參集ス

但シ服裝踐後朝見ノ儀ニ同シ
 次ニ大禮使高等官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク
 次ニ天皇御正 皇后御大
 式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從武官長侍從
 武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇太子妃親王
 親王妃内親王王妃女王子大禮使長官供奉ス
 次ニ舞樂 萬葉樂ト奏ス
 次ニ賜宴
 此ノ間奏樂
 次ニ天皇皇后入御
 供奉出御ノ時ノ如シ
 次ニ各退下
 即位禮及大嘗祭後神宮ニ親臨ノ儀
 當日何時御宮出御
 次ニ天皇板垣御門外ニ於テ御下乘
 式部長官宮内大臣前行シ御前侍從御簾ヲ奉シ御後侍
 從御官等ヲ捧持シ御綱ヲ張リ御笏ヲ奉シ侍從長侍
 從侍武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王内大
 臣大禮使長官供奉ス 衣冠單、但シ侍從武官長、侍從
 武官ハ正裝止服、以下天皇供奉

員ノ服裝ニ付キ別ニ分注ヲ施
 ササルモノハ皆本儀ニ同シ
 次ニ皇后板垣御門外ニ於テ御下乘
 皇后宮大夫前行シ式部官御笏ヲ捧持シ御綱ヲ張リ女
 官御笏等ヲ奉シ御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王
 妃女王大禮使次官供奉ス 男子ハ衣冠單、女子ハ袴袴以
 ニ分注ヲ施ササルモ
 次ニ外玉垣御門外ニ於テ天皇皇后ニ大庭御鹽ヲ奉ル 神宮
 仕奉
 次ニ内玉垣御門内ニ於テ天皇皇后ニ御手水ヲ供ス 侍從並
 女官奉
 仕
 此ノ時祭主大少宮司正殿ノ御扉ヲ開キ御祝ヲ奏ケ御
 供進ノ幣物ヲ殿内ノ案上ニ奉安シ御階ノ下ニ候ス
 次ニ天皇瑞垣御門内ニ進御
 堂典長 衣冠 前行シ御前侍從御簾ヲ奉シ御後侍從御笏
 等ヲ捧持シ御綱ヲ張リ御笏ヲ奉シ侍從長御後ニ候
 ス供奉員中皇太子親王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他
 ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス
 次ニ皇后瑞垣御門内ニ進御

堂典服裝堂典前行シ式部官御管蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張リ女官帽屬宮ヲ奉シ御後ニ候ス供奉員中ニ皇太子妃親王妃内親王王妃女王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ儀ノ諸員ハ内下垣御門外ニ候ス

次ニ天皇止殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御侍從劍懸ヲ奉シ御階ノ下ニ候ス

次ニ皇后正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后御宮ニ還御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ各退下

(注意)天皇履襪ニ在ルトハ止殿御階ノ下マテ女官奉抱シ大床ノ御座ニ著御ノ時ハ皇太后皇太后ナキトキハ内親王又ハ親王妃奉抱御拜禮皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ以下ノ二儀ニ之倣フ

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵並神代山陵ニ親謁ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス時刻大禮使高等官著床ス

但シ服裝京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

次ニ神饌幣物ヲ供ス此ノ間奏樂

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇頓宮出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍懸ヲ奉シ侍從長侍從侍從内官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后御衣御袴頓宮出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后頓宮ニ還御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ各退下

東京ニ還幸ノ儀

其ノ儀京都ニ行幸ノ式ニ準ス

賢所並明殿ニ還御ノ儀

其ノ儀賢所春興殿ニ渡御ノ式ノ如シ

東京還幸後賢所御神樂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式申賢所御神樂ノ式ノ如シ

但シ皇太子皇太子妃ニ關スル儀注ヲ除キ式部職掌典部樂部職員ノ服裝大禮使高等官ノ著床及天皇皇后ノ供奉員ハ即位禮後一日賢所御神樂ノ式ニ依ル

還幸後皇親殿神饌ニ親謁ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服正裝正服用係諸員

式部職掌典部中男職員ヲ除ク

子亦同シ女子ハ通常服ハ布衣單

次ニ御座ヲ開ク

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間奏樂ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍懸ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后御服賢所ニ期日出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍懸ヲ奉シ箕子ニ候ス

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス
次ニ御座ヲ閉ツ
此ノ間神樂歌ヲ奏ス
次ニ各退下

朕極密顧問ノ諮謁ヲ經テ攝政令ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十二年二月十一日

宮内大臣 伯爵田中 光顯
内閣總理大臣兼 侯爵桂 太郎
陸軍大臣 子爵寺内 正毅
外務大臣 伯爵小村 壽太郎
海軍大臣 男爵齋藤 實
内務大臣 法學博士平田 東助

農商務大臣 男爵大浦 兼武
逓信大臣 男爵後藤 新平
文部大臣 小松原英太郎
司法大臣 子爵岡部 長職
皇令第二號

攝政令

第一條 攝政就任スル時ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所ニ
祭典ヲ行ヒ且就任ノ旨ヲ皇親殿前ニ奉告ス
第二條 攝政ヲ罷キタルトキ又ハ攝政ノ更迭アリタルト
キハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス
第三條 攝政ヲ置ク間御名ヲ要スル公文ハ攝政御名ヲ書
シ且其ノ名ヲ署スルノ外天皇大政ヲ親ヲスルトキト形
式ヲ異ニスルコトナシ
第四條 攝政ハ其ノ任ニ在ル間刑事ノ訴追ヲ受クルコト
ナシ
第五條 攝政止ミテ天皇大政ヲ親ヲスルトキハ詔書ヲ以
テ之ヲ公布ス
附式
賢所ノ儀

當日何時文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス召スヘキ
臨ミ之
ヲ定ム

但シ服装男子ハ大禮服止裝止服服制ナキ者ハ通常禮
服女子ハ通常服關係諸員 式部職掌典部樂 亦同シ

時刻親王 女子攝政トナリタル
場合ニハ内親王女王 綵綺殿ニ參入ス

次ニ攝政綵綺殿ニ參入ス

次ニ攝政ニ儀服 皇太子皇太孫攝政トナリタル場合
ニハ黃丹袍トシ親王ノ場合ニハ時ニ臨
ミ衣冠單ヲ以テ東帶ニ代フルコトヲ得女子ノ場合ニハ
五衣 唐衣 裳トシ内親王女王ノ場合ニハ時ニ臨ミ小
袿、長袴ヲ以テ唐衣、ヲ供ス 奉仕者ハ時ニ
裳ニ代フルコトヲ得 臨ミ之ヲ定ム

次ニ攝政ニ手水ヲ供ス 上

次ニ攝政ニ笏 女子攝政トナリタル場合ニハ時ニ臨
ミ上

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御座ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物 色目時ニ臨ミヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ樂典員祝詞ヲ奏ス

次ニ攝政殿内 皇太子皇太孫又ハ皇后皇太后皇太孫攝政
トナリタル場合ニハ内陣トシ親王女王又ハ内
親王女王ノ場合ニ參進 皇太子皇太孫攝政トナリタル場
合ニハ外陣トシ 參進 皇太子皇太孫攝政トナリタル場
東宮侍從並御劔ヲ奉リ東宮侍從長東宮侍從東武官長
東武官長ニ候ス親王女王ノ場合ニハ式部長官前行シ其
ノ皇族附武官ニ候ス皇后皇太后皇太孫ノ場合ニハ
式部長官及其ノ宮職長官前行シ女官御後ニ候ス内親王
女王ノ場合ニハ式部長官前行シ女官御後ニ候ス但シ女
子ハ衣冠單 武官ハ正裝正服 女子ハ袿袴 文
ヲ供ス
次ニ親王 女子攝政トナリタル
場合ニハ内親王女王 拜禮
次ニ攝政綵綺殿ニ退下
扈從參進ノ時ノ如シ
次ニ諸員拜禮
次ニ幣物神饌ヲ撤ス
此ノ間神樂歌ヲ奏ス
次ニ御座ヲ閉ク
此ノ間神樂歌ヲ奏ス
次ニ各退下
皇親殿前儀 奉告ノ儀
其ノ儀賢所ノ式ノ如シ

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ立儲令ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十二年二月十一日

- 宮内大臣 伯爵田中 光顯
- 内閣總理大臣兼 侯爵桂 太郎
- 陸軍大臣 子爵寺内 正毅
- 外務大臣 伯爵小村 壽太郎
- 海軍大臣 男爵齋藤 實
- 內務大臣 法學博士 田東助
- 農商務大臣 男爵大浦 兼武
- 逓信大臣 男爵後藤 新平
- 文部大臣 小松原英太郎
- 司法大臣 子爵岡部 長職

皇室令第三號

立儲令

- 第一條 皇太子ヲ立ツルノ禮ハ勅旨ニ由リ之ヲ行フ
- 第二條 立太子ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 第三條 立太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇親殿神殿ニ奉
告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵並先帝ノ山陵ニ奉幣
セシム
- 第四條 立太子ノ禮ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ
於テ之ヲ行フ
- 第五條 立太子ノ詔書ハ其ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公布ス
- 第六條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共
ニ賢所皇親殿神殿ニ謁ス
- 第七條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共
ニ天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス
- 第八條 立太子ノ禮訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜
フ
- 第九條 前各條ノ規定ハ皇太子立ツルノ禮ニ之ヲ準用
ス
- 附式
立太子ノ式 立太子ノ式
之ニ準ス

賢所皇親殿神殿ニ奉告ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内高等官著床

但シ服裝大禮服關係諸員式部禮樂典部樂亦同シ
部職員ヲ除ク

次ニ御屏ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌色目時ニ隨ミ之ヲ定ム、以下神饌又ハ幣物ニシテ
付キ別ニ分注ヲ應ササルモノハ皆之ニ倣フ

供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ樂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜侍從奉仕
衣冠單

次ニ皇后御代拜女官奉仕
桂袴

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

神宮ニ勅使發遣ノ儀

山陵ニ勅使發遣ノ儀

山陵ニ奉幣ノ儀

以上其ノ儀皇室祭祀令附式中各ルノ式ノ如シ

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

賢所大前ノ儀

時刻文武高官有爵者優遇者並夫人及外國交際官並夫人朝

集所ニ參集ス召スハキ者ハ時

但シ服裝男子ハ大禮服白下正服用制ナキ者ハ通

常禮服女子ハ大禮服關係諸員式部禮樂典部樂亦同シ
部職員ヲ除ク

次ニ皇太子皇太子妃綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ御

次ニ天皇ニ御服御東帶黃ヲ供ス侍從

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御服御衣ヲ供ス女官

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御笏ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御禮賜テ供ス女官奉仕
 次ニ皇太子ニ儀服東帶黃丹袍、未成年ナルヲ供ス、東宮侍
 次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス上同
 次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス上同
 次ニ皇太子妃ニ儀服五衣、唐ヲ供ス、女官奉仕
 次ニ皇太子妃ニ手水ヲ供ス上同
 次ニ皇太子妃ニ櫛扇ヲ供ス上同
 此ノ間供奉諸員宮内大臣、侍從長、式部長官、侍從、東宮侍從、東宮大夫、東宮大夫、東宮侍從長、東宮侍從、女官、東宮侍從、男子ハ衣冠單、女子ハ袴袴
 次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク
 次ニ御座ヲ開ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌幣物ヲ供ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ樂典長祝詞ヲ奏ス
 次ニ式部官發聲ヲ稱フ

次ニ天皇出御
 式部長官宮内大臣前行シ侍從御座ヲ奉シ侍從長侍從
 侍從武官長侍從武官御座ニ候シ親王王女供奉ス
 次ニ皇后出御
 皇后宮大夫前行シ女官御座ニ候シ親王妃内親王王妃
 女官供奉ス
 次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從御座ヲ外陣御座ノ傍ニ奉
 安シ笏子ニ候ス
 次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官笏子ニ候ス
 次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御座内掌、御座内掌
 次ニ皇后御拜禮
 次ニ天皇皇后外陣ノ御座ニ稱御
 次ニ皇太子外陣ニ參入シ内陣ニ向テ拜禮シ御前ニ參進ス
 東宮大夫前行シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮
 武官後ニ候ス
 次ニ皇太子妃外陣ニ參入シ内陣ニ向テ拜禮シ皇太子ノ掖
 座ニ著ク
 東宮主事前行シ女官後ニ候ス
 次ニ侍從長宣切御劔ヲ御前ニ奉ル
 次ニ勅語アリ宣切御劔ヲ皇太子ニ授ク

次ニ皇太子宣切御劔ヲ奉シ東宮侍從皇太子妃ト共ニ笏子ニ
從捧持
 候ス
 次ニ親王親王妃内親王王女王妃拜禮
 次ニ天皇皇后入御
 供奉出御ノ時ノ如シ
 次ニ皇太子皇太子妃退下
 供奉參進ノ時ノ如シ
 次ニ諸員拜禮
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御座ヲ閉ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下
 (注意)皇太子權祿ニ在ルトキハ女官之ヲ抱ク
 以下之ニ倣フ
 賢所皇殿殿神殿ニ謁スルノ儀賢所大前ノ儀ニ
儀續テ之ヲ行フ
 時刻御座ヲ開ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌幣物ヲ供ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ樂典長祝詞ヲ奏ス
 次ニ皇太子内陣ニ參進
 式部長官東宮大夫前行シ東宮侍從宣切御劔ヲ奉シ東
 宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス
 次ニ皇太子妃内陣ニ參進
 東宮主事前行シ女官後ニ候ス
 次ニ皇太子著座東宮侍從宣切御劔ヲ奉シ外陣ニ候ス
 次ニ皇太子妃著座女官外陣ニ候ス
 次ニ皇太子妃拜禮訖テ退下
 供奉參進ノ時ノ如シ
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御座ヲ閉ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下
 參内朝見ノ儀
 時刻皇太子正皇太子妃大禮參内
 但シ關係諸員服裝男子ハ大禮服正裝正服女子ハ大禮
 服以下服裝ニ付キ別ニ但書ヲ
置カサルモノハ本儀ニ同シ

- 次ニ皇太子皇太子妃便殿ニ参入ス
- 次ニ天皇御正 皇后御大 正殿ニ出御
- 次ニ式部大臣御導皇太子皇太子妃御前ニ参進願ヲ謝ス
- 次ニ勅語アリ
- 次ニ皇后臨旨アリ
- 次ニ皇太子皇太子妃御按座ニ著ク
- 次ニ御饗盤ヲ立ッ
- 次ニ御饗酒ヲ供ス
- 次ニ天皇皇后御盃ヲ皇太子皇太子妃ニ賜フ
- 次ニ御箸ヲ立ッ
- 次ニ侍從長御膳ヲ皇太子皇太子妃ニ傳進ス
- 次ニ女官御饗ヲ皇太子皇太子妃ニ傳進ス
- 次ニ皇太子皇太子妃拜附ス
- 次ニ天皇皇后入御
- 次ニ皇太子皇太子妃退下
- 皇太后ニ朝見ノ儀 太后太后ニ朝見ノ儀之ニ準ス
- 時刻皇太子 正 皇太子妃 大禮 皇太后ノ本宮ニ行啓
- 次ニ皇太后 禮服 正殿ニ出御
- 次ニ式部大臣御導皇太子皇太子妃御前ニ参進願ヲ謝ス

- 次ニ臨旨アリ
- 次ニ女官御饗ヲ皇太子皇太子妃ニ傳進ス
- 次ニ皇太子皇太子妃拜附ス
- 次ニ皇太后入御
- 次ニ皇太子皇太子妃退下
- 宮中御饗ノ儀
- 其ノ儀時ニ臨ミ之ヲ定ム

朕皇室成年式令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十二年二月十一日

宮内大臣 伯爵山中光顯

皇室令第四號
皇室成年式令

第一章 天皇成年式

- 第一條 天皇成年ニ達シタルトキハ其ノ當日成年式ヲ行フ但シ事故アルトキハ其ノ期日ヲ延フルコトアルヘシ
- 第二條 天皇成年式ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 第三條 天皇成年式ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲツテ神宮神武天皇山陵並先帝先后ノ山陵ニ奉幣セシム
- 第四條 天皇ノ成年式ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ
- 第五條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ皇靈殿神殿ニ謁ス
- 第六條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ皇太后皇太后ニ謁ス
- 第七條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ正殿ニ御シ朝賀ヲ受テ
- 第八條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ
- 第二章 皇族成年式
- 第九條 皇太子皇太孫親王王成年ニ達シタルトキハ其ノ當日附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ成年式ヲ行フ但シ事故アルトキハ勅許ヲ經テ其ノ期日ヲ延フルコトヲ得

- 第十條 皇太子皇太孫成年式ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿ニ奉告ス
- 第十一條 皇太子皇太孫親王王成年式ヲ訖リタルトキハ皇太后皇太后皇太后ニ朝見ス
- 第十二條 皇太子皇太孫ノ成年式ニハ第二條第五條及第八條ノ規定ヲ準用シ親王王成年式ニハ第五條ノ規定ヲ準用ス
- 第十三條 親王王成年式ヲ訖リタルトキハ其ノ當日宮内大臣之ヲ公告ス
- 附式
- 第一編 天皇成年式
- 賢所皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀
- 當日早旦御殿ヲ裝飾ス
- 時刻宮内高等官著床
- 但シ服裝大禮服關係諸員 式部職掌典部樂部職員ヲ除ク 亦同シ
- ノ項ニ於テ別ニ但書ヲ置カサルモノハ皆本儀ニ同シ
- 次ニ御座ヲ開ク
- 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
- 次ニ神饌 色目時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下神饌又ハ幣物ニテ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御代拜 侍從奉仕、
衣冠畢

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御座ヲ閉ッ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

神宮ニ勅使發遣ノ儀

山陵ニ勅使發遣ノ儀

山陵ニ奉幣ノ儀

以上其ノ儀皇祭奉祀令附式中各其ノ式ノ如シ

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

賢所大前ノ儀

時刻文武高官有爵者優遇者及外國交際官朝集所ニ參集ス

召スヘキ者ハ時ニ臨ム之ヲ定ム、以下
別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

但シ服裝大禮服白下衣務正裝正服用制ナキ者ハ通常禮服

女子ハ大禮服關係諸員式部職掌典部樂亦同シ以下參

ニ於テ別ニ但書ヲ置カサ

ルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ天皇統緒殿ニ渡御

是日ハ先キ前攝政參入ス

次ニ御服御座御袍、空ヲ供ス侍從

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員前攝政、前太傅、宮内大臣、服裝ヲ

易フ衣冠

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御座ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌撤物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

皇靈殿神座ニ謁スルノ儀賢所大前ノ儀ニ

時刻御座ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌撤物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從御座ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ前攝政親王王前太傅

供奉ス

次ニ内陣ノ御座ニ著御侍從御座ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ御拜禮乾テ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ神饌撤物ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御座ヲ閉ッ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

式部長官宮内大臣前行シ侍從御座ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ前攝政親王王前太傅

供奉ス前攝政女子ナドキハ供奉ノ列ニ加ハ

供奉スラノ皇靈殿神座ニ謁スルノ儀之ニ倣フ

次ニ外陣ノ御座ニ著御侍從御座ヲ奉シ資子ニ候ス

次ニ前攝政車做アルトキハ他ノ皇族男御冠物ヲ用ヰテ加

次ニ内陣ノ御座ニ進御侍從御座ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ御拜禮御座内掌

次ニ外陣ノ御座ニ移御侍從御座ヲ奉シ資子ニ候ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス天皇ニ獻シ御瓶子ヲ執ル天皇神蓋ヲ掌

典長ニ授ク

次ニ御拜禮

次ニ前攝政親王王前太傅拜禮

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌撤物ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御座ヲ閉ッ

皇太后ニ謁スルノ儀 太皇太后ニ謁スルノ儀

時刻天皇御正 皇太后ノ本宮ニ行幸

但シ關係諸員服装男子ハ大禮服 女子ハ大禮服

大禮服

次ニ皇太后御大禮服正殿ノ所ニ於テ迎フ

次ニ式部長官御正殿ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜謁皇太后御答拜

次ニ還幸皇太后正殿ノ所ニ於テ送ル

天皇朝賀ヲ受ケルノ儀

時刻文武高官有爵者優遇者及外國交際官朝集所ニ參集ス

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ出御御正

式部長官宮内大臣前行シ侍從御座ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ勅答アリ

次ニ諸員萬歳ヲ稱フ

次ニ入御

供奉出御ノ儀ノ如シ

次ニ各退下

宮中變案ノ儀

其ノ儀時ニ臨ミ之ヲ定ム

第二編 皇太子成年式 皇太子成年式ノ儀

對所皇靈殿神座ニ奉管ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内高等官著床

次ニ御座ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ皇太子代拜 東宮侍從奉

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御座ヲ閉ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

對所大前ノ儀

時刻文武高官有爵者優遇者及外國交際官朝集所ニ參集ス

次ニ皇太子綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服御東帶御ヲ供ス侍從

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス侍從

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス侍從

次ニ皇太子ニ御服御腰帶御ヲ供ス侍從

次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス侍從

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス侍從

此ノ間供奉諸員 宮内大臣、侍從長、式部長官、侍從

服裝ヲ易フ 衣冠

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御座ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從御座ヲ奉シ侍從長侍從

侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ外陣ノ御座ニ著御侍從御座ヲ奉シ簀子ニ候ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御座ヲ奉シ東宮侍從長

東宮侍從東宮武官長東宮武官御後ニ候ス

次ニ天皇冠ヲ皇太子ニ授ク 東宮侍從長

東宮侍從壺切御座ヲ奉シ簀子ニ候ス

次ニ堂典長賜冠ヲ皇太子ニ加フ

次ニ天皇內陣ノ御座ニ進御

次ニ御拜禮訖アリ

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子內陣ニ參進

次ニ皇太子拜禮告文ヲ奏ス

次ニ皇太子退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸良拜禮
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御座ヲ閉ツ
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下
 皇覽殿神殿ニ隔スルノ儀 賢所大前ノ儀ニ
 時刻御座ヲ開ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌幣物ヲ供ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ敬典長祝詞ヲ奏ス
 次ニ皇太子參進 袍縫殿
 東宮大夫前行シ東宮侍從並切御劔ヲ奉シ東宮侍從長
 東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス
 次ニ皇太子内陣ノ座ニ著ク東宮侍從並切御劔ヲ奉シ外陣
 ニ候ス
 次ニ皇太子拜禮訖テ退下
 供奉參進ノ時ノ如シ
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御座ヲ閉ツ
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下
 參内朝見ノ儀
 時刻皇太子 正 參内
 但シ關係諸員服裝男子ハ大禮服正裝正服女子ハ大禮
 服ヲ置カサルモノハ本儀ニ同シ
 次ニ皇太子便殿ニ參入ス
 次ニ天皇御正 皇后御大 禮服正殿ニ出御
 次ニ式部長官前導皇太子御前ニ參進恩ヲ謝ス
 次ニ勅語アリ
 次ニ皇后勅語アリ
 次ニ皇太子御接座ニ著ク
 次ニ御蓋並立ツ
 次ニ御饌御酒ヲ供ス
 次ニ天皇皇后御蓋ヲ皇太子ニ賜フ
 次ニ御答ヲ立ツ
 次ニ天皇皇后入御

次ニ皇太子退下
 皇太后朝見ノ儀 太皇太后ニ朝見
 時刻皇太子 正 皇太后ノ本宮ニ行啓
 次ニ皇太后 御大 禮服正殿ニ出御
 次ニ式部長官前導皇太子御前參進恩ヲ謝ス
 次ニ勅語アリ
 次ニ皇太子退下
 宮中饗宴ノ儀
 其ノ儀時ニ此ミ之ヲ定ム
 第三編 親王成年式 王成年式
 冠ヲ賜フノ儀
 當日又ハ時刻勅使旨ヲ奉シ親王ノ邸ニ至ル
 前日 但シ服裝勅使及關係諸員小禮服
 次ニ親王正座ノ座ニ著ク
 次ニ勅使冠ヲ賜フ旨ヲ宣ヘ之ヲ親王ニ授ク
 次ニ親王奉答ス
 次ニ勅使退出
 賢所大前ノ儀
 當日早旦御殿ヲ勤節ス

時刻宮内勅任官委任官總代各一人附屬別當家令著床
 次ニ親王綾綺殿ニ參入ス
 次ニ儀服 湖腋袍、空ヲ供ス 堂典
 次ニ手水ヲ供ス 同上
 次ニ笏ヲ供ス 同上
 次ニ御座ヲ開ク
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌幣物ヲ供ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ敬典長祝詞ヲ奏ス
 次ニ親王外陣ニ參進著座
 次ニ敬典長祝冠ヲ親王ニ加フ
 次ニ親王拜禮告文ヲ奏ス
 次ニ親王退下
 次ニ幣物神饌ヲ奏ス
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御座ヲ閉ツ
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ各退下

皇靈殿神殿ニ謁スルノ儀 賢所大前ノ儀ニ
續テ之ヲ行フ

時刻御座ヲ閉

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ親王外陣ニ參進 袍經服著座

次ニ親王拜禮訖ヲ退下

次ニ幣物御饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御座ヲ閉

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

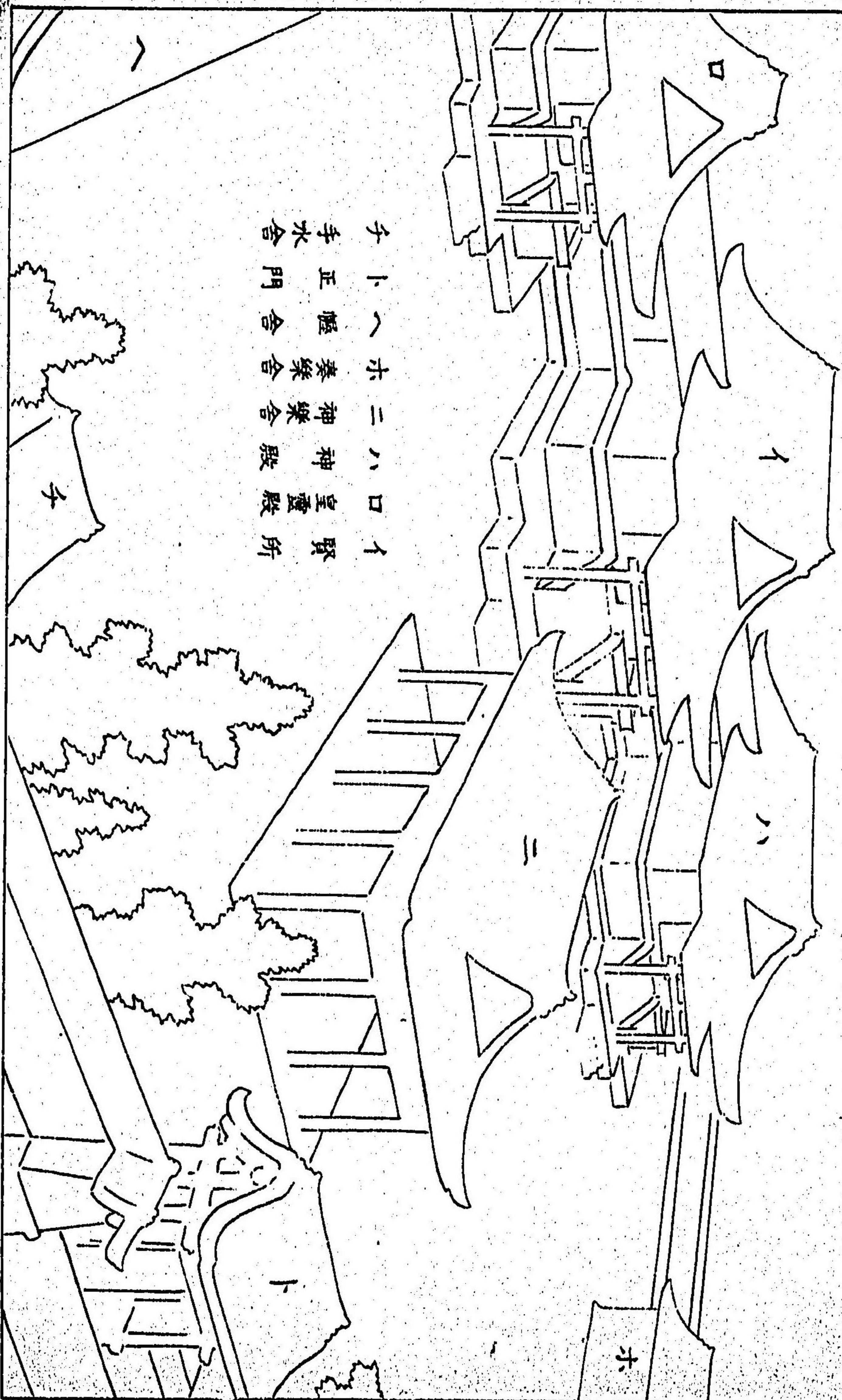
次ニ各退下

參内朝見ノ儀

皇太后ニ朝見ノ儀 皇太后ニ朝見

以上其ノ儀第二編中各其ノ式ニ準ス

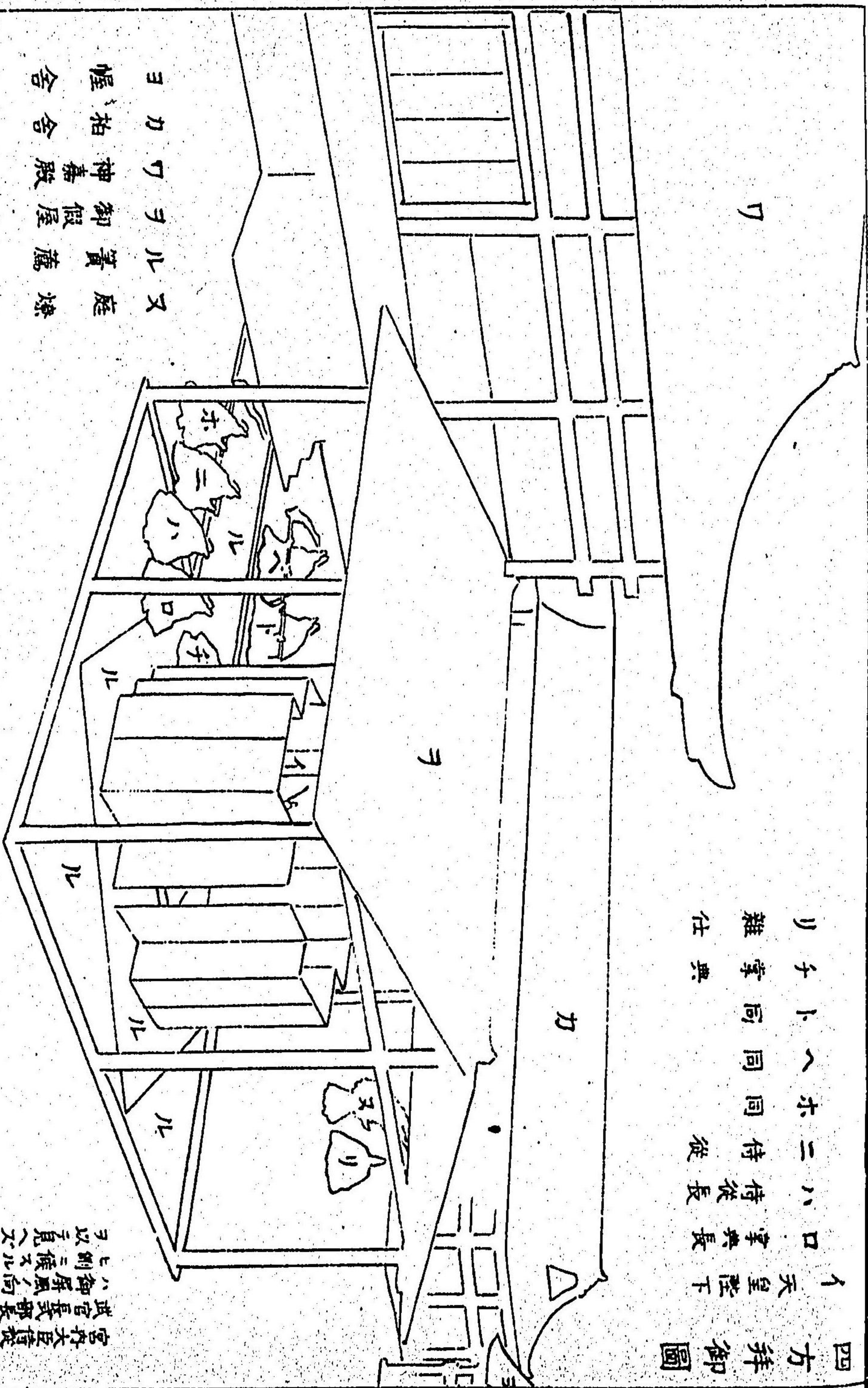
圖御殿三中宮



イ 賢所
ハ 皇靈殿
ニ 神樂殿
ホ 神樂舍
ヘ 奏樂舍
ト 正廳
チ 手水舍

四方拜御圖

1 天皇陛下
 ハ口 掌典長
 ハ侍從長
 二侍從
 亦同
 ハ同
 ト同
 チ同
 リ 雜掌典 仕

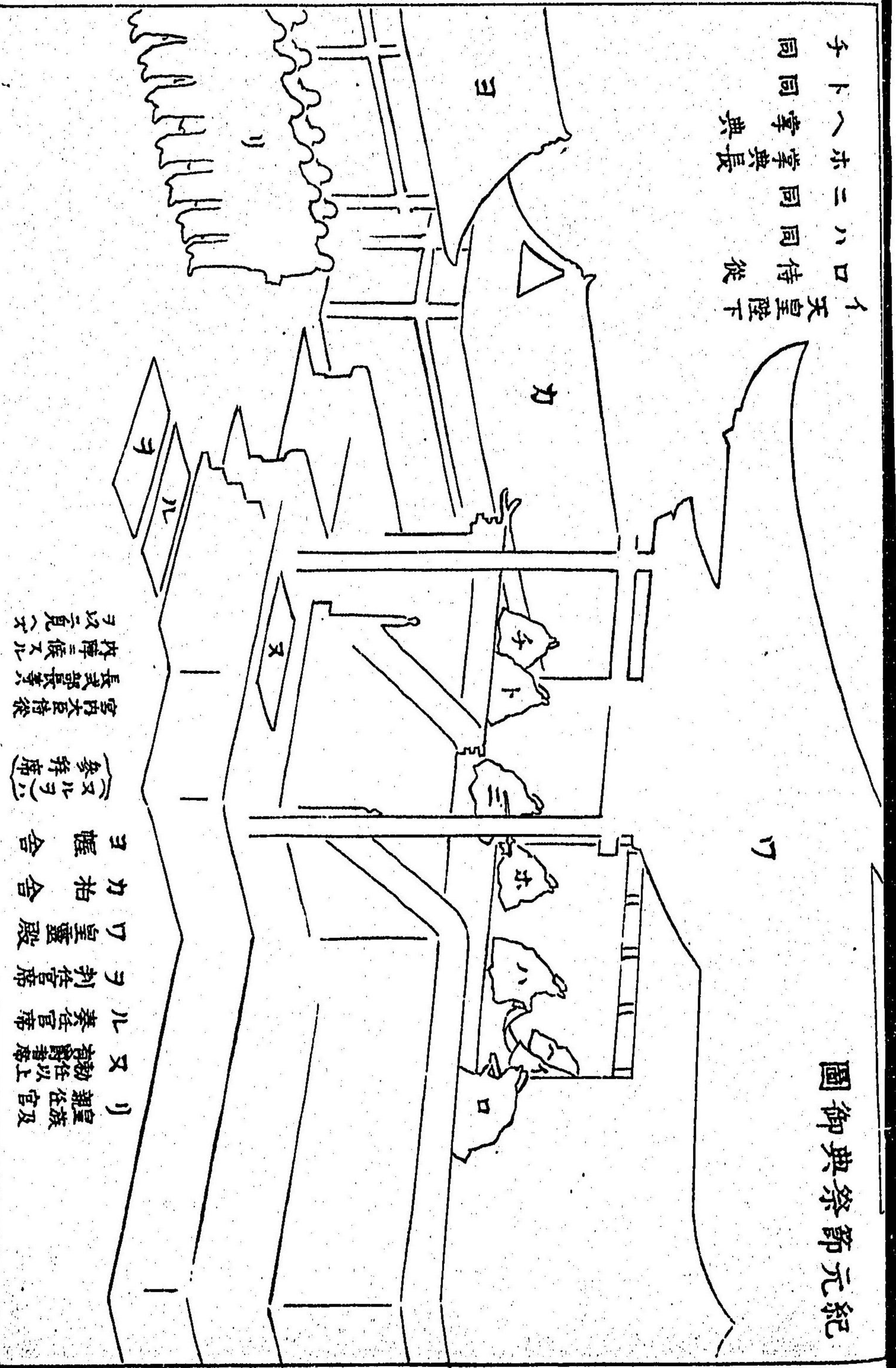


宮内大臣信長
 武官長武官長
 ハ御屏風ノ向
 上側ニ候
 ヲ以テ見入ル

ヨカウヲヨル又
 庭 簀 蓐 御 假 殿 神 春 殿 拍 舍 幄 舍 燎

圖御典祭節元紀

子トハホニハ口
 同同掌典 同同侍從
 天皇陛下



リ 親任官及
 又 有勅任以上
 ル 奏任官席
 ヲ 判任官席
 ヲ 皇靈殿
 カ 柏舎
 ヲ 幄舎
 (又ルヨハ) (參拜席)
 宮内大臣侍從
 長式部長等
 内陣ニ候不
 ヲ以之見合

明治四十一年十月三十日印刷
明治四十一年十一月三日發行
明治四十二年一月廿六日再發行
明治四十二年六月七日三版發行

編纂者

皇典講究
右代表者

目黒和三郎

東京市牛込區市ヶ谷田町三丁目八番地

國晁館

右代表者

伊藤實三郎

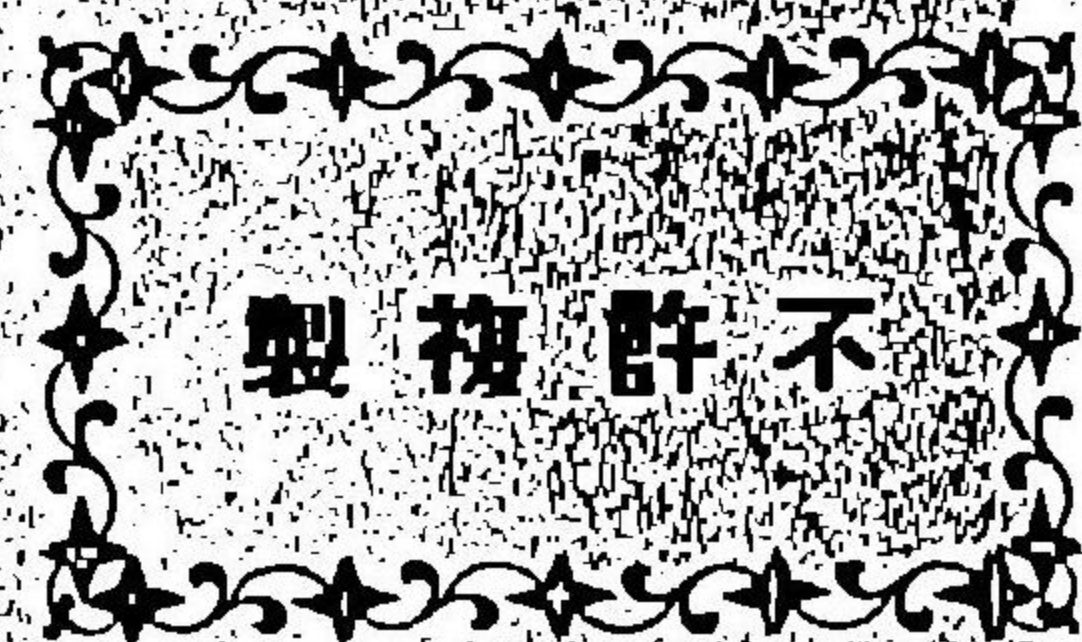
東京市京橋區銀座三丁目十四番地

伊藤勝太郎

東京市京橋區京橋水谷町七番地

日進舎

印刷所



不許複製

印刷者

3